

# Provisional Translation of Dousong-lü (鬪訟律) in Tang Code (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-09-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Nakamura, Masato, Touritsusogi, Koudokukai メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00055318">https://doi.org/10.24517/00055318</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 『唐律疏議』 闕訟律現代語訳稿(1)

## — 第1条から第10条まで —

中村 正人・唐律疏議講読会

### 緒言

本稿は、唐代の法典である「唐律」と、その公権的注釈書である「律疏」を合本した『唐律疏議』の8番目の篇目に当たる「闕訟律」の現代語訳を試みたものである。

『唐律疏議』の現代日本語訳に関しては、滋賀秀三氏が昭和30年代に先鞭をつけた唐律の現代語訳化事業を継承すべく、石岡浩（故人・平成26年逝去）・川村康・七野敏光の三氏と訳者とで平成20年に立ち上げた研究組織である「唐律疏議講読会」を活動の母体とし、平成22年度より平成25年度までと平成26年度より平成29年度までの計8ヵ年度にわたって科学研究費補助金（基盤研究(C)「唐代を中心とする中国裁判制度の基礎的研究」、研究代表者：中村正人／基盤研究(C)「唐代を中心とする中国刑事手続制度の基礎的研究」、研究代表者：川村康）の助成を得て、それぞれ「断獄律」と「捕亡律」の現代語訳を、まずは中間段階の翻訳として各所属大学の紀要（『金沢法学』55-1・57-1、『法と政治』67-2・68-3）に、後には最終稿として科研費研究成果報告書の中に収録する形で公表した。

本講読会は、これまで行ってきた『唐律疏議』の現代語訳の試みをさらに継続するために、平成30年度より新たに「闕訟律」の現代語訳化の作業に着手したが、この程第1条より第10条までの翻訳が終了したことを受けて、確定前の仮翻訳としてここに公表することとした。大方のご指正を賜り、より正確な翻訳を完成させることができれば幸いである。

なお、本稿は、訳者が原案を作成し、講読会のメンバー全員で検討し意見

を交換することによって成立したが、誤訳等の責は全面的に訳者に帰するものである。

〔凡例〕

- 本訳稿は『唐律疏議』闕訟律の現代語への翻訳を目的とするので、各条の内容に関する解説は附さない。それらについては、『訳註7』の該当箇所を参照されたい。また、篇目疏は『訳註1』201頁～202頁を参照。
- 漢字の字体は原則として現在の日本での通用字体とする。文中の〔 〕内は原注、( )内は訳者補注、[ ]内は引用史料・中文文献の原文を示す。
- 原文は『訳註3』を底本とする。文字を改める箇所には校注を附す。
- 唐令の条文番号は『拾遺』および『拾遺補』に依拠した。
- 引用文献の略号は以下のとおりとする。

『拾遺』 = 仁井田陞『唐令拾遺』復刻版、東京大学出版会、1964年（原刊：東洋文化学院、1933年）

『拾遺補』 = 仁井田陞／池田温編集代表『唐令拾遺補附唐日兩令対照一覽』東京大学出版会、1997年

『訳註1』 = 律令研究会編『訳註日本律令1首巻』東京堂出版、1978年

『訳註3』 = 律令研究会編『訳註日本律令3律本文篇下巻』東京堂出版、1975年

『訳註5』 = 律令研究会編『訳註日本律令5唐律疏議訳註篇1』東京堂出版、1979年

『訳註6』 = 律令研究会編『訳註日本律令6唐律疏議訳註篇2』東京堂出版、1984年

『訳註7』 = 律令研究会編『訳註日本律令7唐律疏議訳註篇3』東京堂出版、1987年

袁『注訳』 = 袁文興・袁超『唐律疏議注訳』甘肅人民出版社、2017年

銭『新注』 = 銭大群『唐律疏議新注』南京師範大学出版社、2007年

曹『訳注』 = 曹漫之主編『唐律疏議訳注』 吉林人民出版社、1989年

戴『通論』 = 戴炎輝『唐律通論』 国立編訳館、1964年

戴『各論』 = 戴炎輝『唐律各論』 国立台湾大学法学院事務組・三民書店、  
1965年

劉『箋解』 = 劉俊文『唐律疏議箋解』 中華書局、1996年

【闕訟律1条】 闕殴手足他物傷

《第1段》

〔原文〕

諸闕殴人者。笞四十。〔謂以手足擊人者。〕傷。及以他物殴人者。杖六十。〔見血為傷。非手足者。其余皆為他物。即兵不用刃亦是。〕

疏議曰。相争為闕。相擊為殴。若以手足殴人者。笞四十。註云。謂以手足擊人者。拳手足為例。用頭擊之類亦是。傷。謂手足殴傷。及以他物殴而不傷者。各杖六十。註云。見血為傷。謂因殴而見血者。非手足者。即兵不用刃亦是。謂手足之外。雖是兵器。但不用刃者。皆同他物之例。

問曰。殴人者。謂以手足擊人。其有撮挽頭髮。或擒其衣領。亦同殴擊以否。答曰。条云。闕殴。謂以手足擊人。明是雖未損傷。下手即便獲罪。至如挽鬢撮髮。擒領扼喉。既是傷殺於人。狀則不輕於殴。例同殴法。理用無惑。

〔訳文〕

人と争い（「闕」）殴打した（「殴」）場合には、笞四十に処する。〔手足で人を攻撃した場合をいう。〕（手足で殴打して）傷害した場合、及び刃物以外の道具<sup>(1)</sup>（「他物」）で人を殴打した場合には、杖六十に処する。〔出血した場合を「負傷」とする。手足（・刃物）以外のその他すべての物を「他物」とする。もし兵器であっても刃の部分を用いなければ<sup>(2)</sup>、またこれに該当する。〕

【疏文】 相手と争うことが「闕」であり、相手を撃つことが「殴」である。

もし手足を用いて人を殴打したならば、笞四十に処する。註文に「手足を用いて人を攻撃した場合をいう」とあるが、これは手足を例として挙げただけであり、頭を用いて人を攻撃したような場合もまたこれに該当する。「傷害した場合」とは手足を用いて殴打し傷害した場合をいい、他物を用いて殴打したが傷害しなかった場合とともに、それぞれ杖六十に処する。註文に「出血した場合を「傷害」とする」とあるのは、殴打したことが原因で出血した場合をいう。「手足以外や、もし兵器であっても刃の部分を用いなければ、またこれ（「他物」）に該当する」とは、手足以外に、たとえ兵器であっても刃の部分を用いたのでなければ、すべて「他物」の例と同じということである。

【問】「人を殴打した場合とは、手足で人を攻撃した場合をいう」とあるが、頭髪を引っ張ったり<sup>(3)</sup>、あるいは衣服の襟を掴んだり<sup>(4)</sup>した場合も、「殴撃」したのと同じになるのかどうか。

【答】条文に「鬪殴とは手足を用いて人を攻撃すること」とある。明らかに、これは未だ相手を損ない傷つけていないとしても、手を下せばただちに罪を得ることになる。もみあげを引っ張ったり髪をつかんだり、襟をつかんだり咽喉をおさえたりする<sup>(5)</sup>ような行為をするに至っては、すでに人（の身体）を傷害した<sup>(6)</sup>ことになる。情状は殴打よりも軽くはない。例として殴法（すなわち本条）と同様に扱ふ。理として迷うべき点はない。

〔訳注〕

(1) 律の註文には「手足以外のその他すべての物を「他物」とする〔非手足者、其余皆為他物〕」とあって、一見するとすべての道具が「他物」に該当するかのように見えるが、鬪訟律3条において「刃」によって負傷させた場合を別類型として規定していること、また、本条の註文にも「もし兵器であっても刃の部分を用いなければまたこれ（「他物」）に該当する〔即兵不用刃亦是〕」（傍点訳者）とあることから明らかなように、「他物」

の概念には「刃物」は含まれないため、本文のように訳出した。戴『各論』も「〔他物〕を用いるものは、最も広い範囲を包含し、およそ手足・兵刃に該当しないものは、みな「他物」に属する〔以「他物」者、包容最広、凡不入手足・兵刃者、皆屬於「他物」〕」（傍点訳者）としている。

- (2) 原文「兵不用刃」について、『訳註7』276頁注1は「兵器の本来の機能を使用せずに、単に殴し傷けたことをいう。刀なら『みねうち』というところか」とし、袁『注訳』587頁注釈④は「兵器の類を使用して人を殴ったけれども、その刃の部分を用いて人を傷害したのでなければ、この種の犯罪に対しても他物による傷人として論じ処分する〔雖然使用了兵器之類擊打人、但未用其刃部傷人、對這類犯罪也按其他物傷人論處〕」とする。また、錢『新注』659頁は「もしこれが武器であっても、切っ先を用いたのではなければ、その他の器物の列に入る〔如果是武器而非用鋒口的在其他器物之列〕」と訳す。
- (3) 原文「撮挽頭髮」について、曹『訳註』716頁注釈〔1〕は「撮挽」を「つかみとって引っ張る〔抓取牽拉〕」とする。なお、袁『注訳』587頁注釈⑦は「人の頭髮・ひげを引っ張って抜く〔挽拔人的頭髮・鬚鬚〕」としているが、原文には「ひげ〔鬚鬚〕」や「抜く」に相当する語はなく、適切な訳とは思われない。
- (4) 原文「擒其衣領」について、曹『訳註』715頁は「相手の衣服の襟をしっかりとつかまえる〔揪住对方衣領〕」、錢『新注』660頁は「衣服の襟をとらえつかむ〔扭抓衣領〕」と訳す。なお、袁『注訳』587頁注釈⑧は「衣服の襟や咽喉をつかまえて締め上げ、呼吸に影響を与えること〔擒扼衣領咽喉、影響呼吸〕」としているが、これは【答】の部分にある「擒領扼喉」の説明としては適切であろうが、「擒其衣領」の説明としては適当ではないと思われる。
- (5) 原文「挽鬢撮髮」「擒領扼喉」について、『訳註7』276頁注2は「鬢を引張り、髪をつかみ、えりをとらえ、喉をおさえる」とする。

(6) 原文「傷殺」について、『訳註7』276頁注3は「「傷殺」は律中の用語例によると「殺傷」と同じく「傷つけること、殺すこと」を意味する（例えば〔闘36〕の疏、また〔断2〕律文その他）。しかし、ここではこのように解すると意味が通らなくなる。闘殴の結果、殺してしまえば〔闘5〕闘故殺用兵刃の条による。ここでの文脈は「髪をつかむなどの行為は既に人を『傷殺』しているからには、その事状は殴より軽くない。例として殴法（即ちこの条）と同じで、解釈の理に迷うことはない」というのである。「傷殺」は従って「そこなう」ということ以外にはない」とあり、また「殺」の字自体にも「そこなう」という意味があることから、ここでは本文のように訳した。

《第2段》

〔原文〕

傷。及拔髮方寸以上。杖八十。若血從耳目出。及内損吐血者。各加二等。

疏議曰。謂他物毆人。傷及拔髮方寸以上。各杖八十。方寸者。謂量拔髮無毛之所。縦横径各満一寸者。若方斜不等。圍繞四寸為方寸。若毆人頭面。其血或從耳。或從目而出。及毆人身体。内損而吐血者。各加手足及他物毆傷罪二等。其拔髮不滿方寸者。止從毆法。其有拔鬢。亦準髮為坐。若毆鼻頭血出。止同傷科。毆人痢血。同吐血例。

〔訳文〕

（他物を用いて）傷害し、及び髪を一寸四方以上抜いた場合には、杖八十に処する。もし血が耳や目から流れ出た場合、及び内臓を損傷して吐血した場合には、それぞれ二等を加重する。

【疏文】他物で人を殴打して傷害し及び髪を一寸四方以上抜いた場合はい、それぞれ杖八十に処する。「一寸四方」とは、髪を抜いて毛髪がなくなった箇所を計測し、たて・横の差し渡しそれぞれ一寸に達した場

合をいう<sup>(7)</sup>。もし形状が歪んでいるならば<sup>(8)</sup>、周囲の長さが四寸となる場合を「一寸四方」とする。もし人の頭部や顔面を殴打し、その結果血が耳あるいは目から流れ出た場合、及び人の身体を殴打して、内臓を損傷して吐血した場合には、それぞれ手足及び他物を用いて殴傷した罪に二等を加重する。髪を抜いたけれども、その大きさが一寸四方に満たない場合には、ただ(前段の)殴法を適用する。もみあげを抜いた場合もまた髪に準じて処罰する。もし鼻を殴打して出血したならば、ただ人を傷害した場合の処罰と同様に扱い(二等の加重は行わない)。人を殴打して下血した<sup>(9)</sup>場合には、吐血の例と同じく扱う。

[訳注]

- (7) 原文「縦横径各満一寸者」について、『訳註7』275頁は「縦・横・径各オノ一寸ニ満ツルモノ」と訓読し、「縦・横・径」という三つの独立した属性と解しているように思われる。しかしながら、このように解すると、「径」とはどの部分を指すのかが問題となるし、また仮に径が四角形の対角線を指すのだとすると、対角線は必ず縦・横の長さよりも長くなるため、独立して計測する意味が見出せない。ここは、曹『訳註』716頁が「当該部位の縦・横の直径がそれぞれ一寸四方を満たしている〔該部位縦・横直径各満見方一寸的〕」と訳し、袁『注訳』588頁注釈⑬が「長さと同幅のそれぞれを一寸とする〔長寛各為一寸〕」とするのにしたが、い、「縦・横の径」と解して訳出した。
- (8) 原文「方斜不等」について、『訳註7』276頁注5は「傷の形がゆがんでいること」とする。
- (9) 原文「痢血」について、『訳註7』276頁注6は「血便のようなものか」、曹『訳註』717頁注釈〔3〕は「血を排泄すること〔瀉血〕」、袁『注訳』588頁注釈⑭は「血便〔便血〕」とする。



【鬪訟律 2 条】 鬪毆折齒毀耳鼻

〔原文〕

諸鬪毆人。折齒。毀缺耳鼻。眇一目。及折手足指。〔眇。謂虧損其明而猶見物。〕若破骨。及湯火傷人者。徒一年。折二齒二指以上。及髡髮者。徒一年半。

疏議曰。因鬪毆人。而折其齒。或毀破及缺穴人耳鼻。即毀缺人口眼亦同。眇一目。謂毆眇其目。虧損其明而猶見物者。及折手足指。若因打破骨。而非折者。及以湯若火。燒盪傷人者。各徒一年。若湯火不傷。從他物毆法。若折二齒二指以上。稱以上者。雖折更多。亦不加罪。及髡截人髮者。各徒一年半。其髡髮不尽。仍堪為髻者。止当拔髮方寸以上。杖八十。若因鬪髡髮。遂將入己者。依賊盜律<sup>(i)</sup>。本以他故毆擊人。因而奪其財物。計贓以強盜論。以銅鉄汁傷人。比湯火傷人。如其以蛇蜂蝎螫人。同他物毆人法。若毆人十指並折。不堪執物。即二支廢。從篤疾科。流三千里。

〔校注〕

(i) 『官版』『宋刑統』等により「律」の字を補った。

〔訳文〕

人と争い毆打して歯を折り、耳鼻を欠損し、片目の視力を低下させ（「眇」）、及び手足の指を折り〔「視力を低下させる（「眇」）」とは、視力<sup>(1)</sup>を毀損したが、なお物を見ることができることである。〕若しくは骨にヒビをいれ<sup>(2)</sup>、及び熱湯や火で人を傷つけた場合には、徒一年に処する。歯二本・指二本以上を折り、及び髪を剃り落とした場合には、徒一年半に処する。

【疏文】 鬪争によって人を毆打して歯を折り、あるいは人の耳鼻を破損し欠損させる<sup>(3)</sup>。人の口や目を毀損した場合も同様である。「片目の視力を低下させる」とは、毆打してその目の視力を低下させることをいう。その視力を毀損したがなお物を見ることができる場合、及び手足の指を折った場合、若しくは打撃によって骨にヒビをいれさせたが骨折はしていない場合、及び熱湯若しくは火を用いて皮膚を焼け爛れさせて<sup>(4)</sup>人を

傷害した場合には、それぞれ徒一年に処する。もし熱湯や火（を用いたけれども）傷害するには至らなかったならば、「他物を用いて殴打する法」（鬪訟律1条）による。もし「齒二本・指二本以上を折った」場合——「以上」と称しているのは、さらに多くの齒や指を折ったとしても、それ以上の罪を加えないという趣旨である——及び人の髪を剃り落とした場合には、それぞれ徒一年半に処する。髪をすべて剃り落としたわけではなく、なお髪を結う<sup>(5)</sup>ことができる場合には、ただ（鬪訟律1条の）「髪を一寸四方以上抜いた場合」に該当し、杖八十に処する。もし鬪争によって髪を剃り落とし、その結果（剃り落とした髪を）自分の物としたならば、賊盜律（39条）の「本来他の理由によって人を毆撃し、その結果相手の財物を奪った場合には、贓額を計算して強盜をもって罪を論ずる」という規定による。溶けた銅や鉄を用いて人を傷害した場合には、「熱湯や火で人を傷害した場合」に引き当てる。もし蛇・蜂・サソリを用いて人を刺したような場合には、（鬪訟律1条の）「他物を用いて人を殴打した場合の法」と同様に扱う。もし人を殴打して十本の指すべてを折り、物をつかむことができなようにしたならば、それはすなわち「手足のうち二本の機能を失わせた」ことになり、（鬪訟律4条の）「篤疾」<sup>(6)</sup>の罪により、流三千里に処する。

〔訳注〕

- (1) 原文「明」について、『訳註7』278頁注1は「視力。目精。「眇」は「瞎」〔鬪4〕とちがひ、少し見える」とする。
- (2) 原文「破骨」について、曹『訳註』717頁は「骨を碎く〔破碎骨頭〕」、銭『新注』661頁は「皮膚を深く破って骨に至る〔破皮肉深至骨頭〕」、袁『注訳』589頁は「關節を打ち破る〔打破骨節〕」と訳す。これらのうち、袁『注訳』のいう「打破骨節」が「關節をはずす」という意味であるとするならば、それは鬪訟律4条に規定する「跌体」に該当するため、「破骨」の訳語としては適切ではないであろう。本条に対応する清・刑律鬪毆条の総註

に「若しくは殴打して人の骨を破傷するに至り〔若毆至破傷人骨〕」とあることからして、「破骨」とはやはり骨自体に何らかの損傷を与える行為を指すものと思われるため、銭『新注』のような解釈にもより難い。要するに骨折には至らない程度の骨の損傷が「破骨」であることから、曹『訳注』の訳を参考にし、ここでは「骨にヒビを入らせる」と訳した。

- (3) 原文「缺穴」について、袁『注訳』589頁注釈③は「欠損すること。人の耳鼻を欠損させるような場合である〔缺損。如使人耳鼻缺損〕」とする。また、曹『訳注』718頁注釈〔1〕は「毀破及缺穴人耳鼻」について、「これは人を殴打して耳・鼻を破裂損壊せしめたが、ただその機能をまだ完全には喪失させていない場合を言う。回復することが可能である〔這是說毆人致使耳・鼻破裂毀壞、但功能還沒有完全喪失。可以恢復〕」とする。
- (4) 原文「燒盪」について、『訳註7』278頁注3は「焼けただれさす。〔闕6〕 疏に皮膚を灼爛すという」、曹『訳注』718頁注釈〔2〕は「火及び沸騰水を用いて、火傷させて人を害する〔以火及沸水、燒・燙害人〕」とする。
- (5) 原文「髻」について、曹『訳注』718頁注釈〔3〕は「古代の男女の多くは頭髮を引っ張って束ね頭頂で結んでいた〔古男女多把頭髮挽束在頭頂上成結〕」とする。
- (6) 原文「篤疾」について、唐・戸令復旧9条（『拾遺』228頁、『拾遺補』524頁）に「ハンセン病・統合失調症・手足のうち二本の機能を失った者・両目が見えない者、こうした類の者がみな篤疾である〔悪疾・癲狂・両肢廢・両目盲、如此之類、皆為篤疾〕」とある。

### 【闕訟律3条】 兵刃斫射人

#### 《第1段》

#### 〔原文〕

諸闕以兵刃。斫射人不着者。杖一百。〔兵刃。謂弓箭刀<sup>(i)</sup>稍矛矟之属。即毆罪重者。從毆法。〕

疏議曰。因鬪。遂以兵刃。斫射人不着者。杖一百。註云。兵刃。謂弓箭刀稍矛矰之屬。稱之屬者。雖用戈戟等皆是。即毆罪重者。謂本条毆罪得徒一年以上者。斫射人不着。即從毆法。假如因鬪。斫射小功兄姉而不着者。即依本条毆罪。科徒一年。即不從斫射之罪。如此之類。即從毆法。

[校注]

- (i) 『宋刑統』により「刀」の字を補った。袁『注訳』、錢『新注』、曹『訳注』、劉『箋解』、戴『各論』等もいずれも「刀」の字を補っている。

[訳文]

人と争い兵器や刃物（「兵刃」）を用いて人に切りかかったり射かけたりした（「斫射」）が、当たらなかった場合には杖一百に処する。〔「兵刃」とは、弓矢や刀・長矛（「稍」）<sup>(1)</sup>・矛・短矛（「矰」）<sup>(2)</sup>の類をいう。もし毆打した罪の方が（杖一百よりも）重ければ、毆打の法による。〕

【疏文】人と争うことにより、遂には兵器・刃物を用いて人に切りかかったり射かけたりしたが、当たらなかった場合には杖一百に処する。註文に〔「兵刃」とは、弓矢や刀・長矛・矛・短矛の類をいう〕とある。「の類」と称しているので、戈戟<sup>(3)</sup>等を用いた場合であってもすべてこれに該当する。「もし毆打した罪の方が（杖一百よりも）重ければ」とは、該当条文<sup>(4)</sup>における毆打の罪が徒一年以上となる場合をいう。人に切りかかったり射かけたりしたが当たらなかった場合は、毆打の法による。例えば、鬪争によって小功の兄姉<sup>(5)</sup>に切りかかったり射かけたりしたが当たらなかった場合には、該当する条文（である關訟律26条）の毆打の罪によって徒一年に処する。すなわち、本条文の斫射の罪は適用しない。この例のような場合が、すなわち「毆打の法による」ということである。

〔訳注〕

- (1) 原文「稍」について、『訳註7』280頁注2は「矛の一種。馬上で持つという」、銭『新注』663頁注釈①は「「槩」と同じく、長矛のこと〔同“槩”、長矛〕」、曹『訳註』719頁注釈〔1〕は「長さ一丈八尺の長矛〔長一丈八尺的長矛〕」とする。
- (2) 原文「糞」について、『集韻』は「糞とは、「鋌」のことであり、また「小稍」ともいう〔糞、鋌也、亦曰小稍〕」とし、また「鋌」について、袁『注訳』590頁注釈③は「小さい矛、短い矛〔小矛、短矛〕」とするのにしたが、ここでは「短矛」と訳した。
- (3) 原文「𦏧戟」について、『訳註7』280頁注2は「〔𦏧<sup>シユ</sup>〕。杖の一種。刃がなく、兵車の上から人を遠ざけるに用いたという（『説文』）。「戟」は矛の一種。矛の刃の部分が枝分れして両刃となっている。刃が分れていないものが矛である」とする。また「𦏧」について、銭『新注』663頁注釈③は「古代の竹でできた、突いて攻撃するための兵器〔古代竹制的撞撃用的兵器〕」とする。ただ、『唐律釈文』には「長いものを「戟」と名づけ、短いものを「𦏧」と名づける〔長者名戟、短者名𦏧〕」とあり、同種類の武器で長さの異なるものであるとの説明がなされている。
- (4) 原文「本条」の「本」は、(現代日本語の一般的な用法である)「この」条文の意味ではなく、該当する「その」条文の意味である。『訳註7』280頁注4は「「毆」がその手段(用具)、傷の程度、加害者と被害者の社会的・家族的身分関係の違いに応じて、さまざまな刑罰の段階を設けていることは以下の条文が示す通りである。……従ってさまざまな「毆」の本条の刑が、この条の杖一百より重くなる(すなわち「徒一年以上」となる)ときは、それぞれの「本条」規定の刑とする」と説明する。
- (5) 原文「小功兄姉」について、「小功」は服制(喪服の制度)の種類の一つ。服制については『訳註5』12頁以下参照。「小功の兄姉」とは、服制が小功に該当する親族のうち、自分と同じ世代で年長の者を指す。

《第2段》

[原文]

若刃傷。[刃。謂金鉄。無大小之限。堪以殺人者。]及折人肋。眇其兩目。墮人胎。徒二年。[墮胎者。謂辜內子死乃坐。若辜外死者。從本毆傷論。]

疏議曰。若刃傷。謂以金刃傷人。註云。刃。謂金鉄。無大小之限。堪以殺人者。及折人肋。謂闕毆人折肋。眇其兩目。亦謂虧損其明。而猶見物。墮人胎。謂在孕未生。因打而落者。各徒二年。註云。墮胎者。謂在辜內子死乃坐。謂在母辜限之內而子死者。子雖傷。而在母辜限外死者。或雖在辜內。胎落而子未成形者。各從本毆<sup>(1)</sup>傷法。無墮胎之罪。其有毆親屬貴賤等胎落者。各從徒二年上。為加減之法。皆須以母定罪。不拋子作尊卑。若依胎制刑。或致欺給。故保辜止保其母。不因子立辜。為無害子之心也。若毆母罪重。同折傷科之。假有毆姉胎落。依下文。毆兄姉。徒二年半。折傷者。流三千里。又條。折傷。謂折齒以上。墮胎合徒二年。重於折齒之坐。即毆姉落胎。合流三千里之類。

[校注]

(i) 『宋刑統』により「損」を「毆」に改めた。袁『注訳』、錢『新注』、曹『訳注』、劉『箋解』等もいずれも「毆」に作る。

[訳文]

もし刃物で傷害し [刃物とは、青銅や鉄製<sup>(6)</sup>のもので大きさに制限はなく、それによって人を殺せるだけの能力のあるものをいう。]、及び人の肋骨を折り、その両目の視力を低下させ、他人の胎児を墮ろさせた場合<sup>(7)</sup>には、徒二年に処する。[「胎児を墮ろさせた」とは、(闕訟律6条に定める)保辜の期限内<sup>(8)</sup>に子が死亡した場合に処罰される。もし保辜の期限外に死亡した場合には、(墮胎の罪ではなく)該当する毆傷の罪によって論ずる。]

【疏文】「もし刃物で傷害し」とは、金属製の刃物を用いて人を傷害することをいう。註文に「刃物とは、青銅や鉄製のもので大きさに制限はなく、

それによって人を殺せるだけの能力のあるものをいう」とある。「及び人の肋骨を折り」とは、人と争い殴打して肋骨を折ることをいう。「その両目の視力を低下させ」というのも、(闘訟律2条と同様に) また「その視力を毀損したがお物を見ることができる場合」をいう。「他人の胎児を墮ろさせた場合」とは、妊娠してまだ出産する前に、殴打によって流産(ないしは早産)した<sup>(9)</sup> 場合をいい、それぞれ徒二年に処する。註文に「墮胎は、(闘訟律6条に定める) 保辜の期限内に子が死亡した場合に処罰される」とあるが、これは母親の(傷害に対する) 保辜の期限内にあって子が死亡した場合をいう。子が負傷したとしても、母の保辜の期限外にあって死亡した場合、あるいは保辜の期限内であっても流産し、子がまだ人の姿形を成していない場合には、それぞれ(母親に対しての) 該当する殴傷の法を適用し、墮胎の罪は成立しない。親族や身分の上下ある者等の間で殴打し流産させることがあったならば、それぞれ徒二年に加減の法<sup>(10)</sup> を適用する。その場合、すべて母との身分を基準として罪を定め、子を基準として(身分の) 尊卑を計ることはしない。もし胎児を基準として刑罰を制定すれば<sup>(11)</sup>、あるいは欺罔を招く虞がある<sup>(12)</sup>。そのために保辜はただその母のためだけに設定し、子について保辜を設定しない。(それは加害者に) 子を害する意図が存在しないからである。もし母を殴打した罪が(墮胎の罪である徒二年よりも) 重ければ、「折傷」<sup>(13)</sup> と同等にみなして刑罰を科す。例えば、姉を殴打して流産させた場合、後条(の闘訟律27条)に「兄姉を殴打した場合には徒二年半に処する」「折傷した場合には流三千里に処する」とあり、また(闘訟律10条の) 条文に「折傷とは(闘訟律2条に規定する) 齒を折った罪(徒一年)よりも重い場合をいう」とあり、この場合墮胎させたならば徒二年に処せられるべきであるが、これは齒を折った場合の罪よりも重いので、姉を殴打して流産させた場合には流三千里に処すべきである<sup>(14)</sup>、といった類のことである。

〔訳注〕

- (6) 原文「金鉄」について、錢『新注』664頁注釈⑥に「〔金〕には) 律では二つの意味がある。その一は、銅・青銅を指す。ここでは「金鉄」というように同時に挙げていることから、「金」はまさに銅を指している。……その二は、金属の通称である。この条文の律註に関する以下の疏文中にいう「金刃を以て人を傷する」の中の「金」はすなわち金属の意味である〔律中有兩義。其一、指銅、青銅。此处“金鉄”同挙、“金”当指銅。……其二、通称金属。如此条律注下疏文中所言“以金刃傷人”中之“金”即金属義〕とあるのにしたが、ここでは「青銅や鉄製」と訳した。
- (7) 律があえて「他人の胎児を墮ろさせた場合〔墮人胎〕」(傍点訳者)と規定していることから、いわゆる「自己墮胎」は本条に該当しなかった可能性がある。
- (8) 原文「辜内」について、『訳註7』281頁注7は「〔辜〕は「保辜」のこと。〔鬪6〕に詳しいが、鬪殴した鬪殴によって他人を傷けたとき、加害者は一定の日数の間、その殴と傷につき責任を持たねばならない、十日、二十日、三十日、五十日の別がある。「辜限」というのはこの日数の限度をいう。「辜内」は辜限以内である」とする。
- (9) 原文「落」について、『訳註7』281頁注6が「〔落〕と称するのは流産もしくは早産。「落」の後、子が生存している場合を想定しているのはこのあとに子が母の辜限内、辜限外の一定期間生存していることを想定していることから早産の場合も含むと解せる。「胎落」は流産と思われる」、曹『訳註』720頁注釈〔1〕が「流産あるいは早産のことを指す〔指流産或早産〕」とするのにしたが、本文のように訳出した。
- (10) 原文「加減之法」について、戴『各論』179頁は「もし身分によって(刑を)加減すべきときは、なお徒二年を基準とする〔若因身分而須加減時、仍以徒二年為準〕」とする。『訳註7』281頁注8は、鬪訟律16条の「流内九品以上の官が「議貴」を殴傷した場合にそれぞれ凡鬪傷に二等を加える」



とする規定を例として挙げ、流内九品以上の官が議貴に該当する者を墮胎した場合には、徒二年に二等を加えて徒三年となると説く。要するに身分等の理由により刑の加減が行われる旨の規定が存在するならば、墮胎の場合においても徒二年を基準として、そこから所定の刑の加減を行うという趣旨である。なお、後に見るように身分関係は母と加害者との間において決定され、子（胎児）と加害者との間の身分関係が参照されることはない。

(11) 原文「若依胎制刑」について、袁『注訳』591頁注釈⑨は「もし墮胎した時点に基づいて刑罰を制定したら、ということ〔如果根拠胎落時限來制定刑罰〕」とし、墮胎の時期を基準としての保辜期限の設定の問題として解釈している。一方、曹『訳注』720頁は「もし胎児の身分関係によって墮胎の刑罰を制定したならば〔倘若依照胎兒的身份關係制定墮胎刑罰〕」と訳し、身分関係の存在に基づく刑の加減の問題と関連づけて訳出している。しかしながら、身分関係の問題と関連づけて訳した場合、その後続く保辜の話との整合性が取れなくなってしまう。袁『注訳』のような解釈が妥当であると思われる。

(12) 原文「欺給」について、銭『新注』664頁注釈⑩は「欺き騙すこと、虚言〔欺騙、謊言〕」、曹『訳注』720頁注釈〔2〕は「欺き騙すこと〔欺騙〕」とする。また、『唐律積文』には、「意味は「いつわる」ということである〔訓詐也〕」とある。

(13) 原文「折傷」について、鬪訟律11条の疏文に「〔折傷〕とは、（鬪訟律2条に規定する）齒を折ること以上（の傷害を与え）、徒一年以上の刑罰が与えられる場合がみなこれである〔折傷者、折齒以上、得徒一年以上皆是〕」とあるように、法定刑が徒一年以上に相当する傷害のことを指す。

(14) この部分の律疏の説明は合理性を欠いている。すなわち、墮胎の罪である徒二年は、当然に折齒の罪である徒一年よりも重い（すなわち「折傷以上」となる）ため、この律疏の論理では、いかなる場合においても「折傷以上」の罪が適用されてしまうことになる。条文本来の趣旨は、母を毆

打した罪が墮胎の罪である徒二年よりも重い場合には、「折傷以上」の罪を適用するということであり、その意味で律疏の説明は不適切であろう。

【鬪訟律 4 条】 鬪人折跌支体瞎目

《第 1 段》

[原文]

諸鬪毆。折跌人支体。及瞎其一目者。徒三年。[折支者。折骨。跌体者。骨差跌。失其常処。] 辜内平復者。各減二等。[余条折跌平復準此。]

疏議曰。因鬪毆。折跌人支体。支体。謂手足。或折其手足。或跌其骨体。及瞎一目。謂一目喪明。全不見物者。各徒三年。註云。折支者。謂折四支之骨。跌体者。謂骨節差跌。失於常処。辜内平復者。謂折跌人支体。及瞎一目。於下文立辜限内。骨節平復。及目得見物。並於本罪上減二等。各徒二年。註云。余条折跌平復準此。謂於諸条尊卑貴賤等。鬪毆及故毆折跌。辜内平復並減二等。雖非支体。於余骨節平復亦同。若支先攣。是廢疾被折。故此毆攣支。止依毆折一支。流二千里。有蔭合同減贖。何者。例云。故毆人至廢疾。流不合減贖。今先廢疾。不因毆令廢疾。所以聽其減贖。

[訳文]

人と鬪争して殴打し、手足（「支体」）を骨折させたり（「折」）脱臼させた（「跌」）場合、及びその片方の目を失明させた場合には、徒三年に処する。〔「折支」とは、骨を折ることである。「跌体」とは、骨の関節がはずれて<sup>(1)</sup>通常の位置からずれてしまうことである。〕保辜の期限内に回復した場合には、それぞれ二等を減ずる。〔他の条文における骨折・脱臼の回復についてもこれに準ずる。〕

【疏文】人と鬪争して殴打したことにより、手足を骨折させたり脱臼させたりすることである。「支体」とは手足のことをいう。あるいはその人

の手足を骨折させ、或いはその人の骨組みをずらすことである。及び「片方の目を失明させた場合」とは、片目が失明し、全く物が見えなくなることをいう。それぞれ徒三年に処する。註文に「折支」とあるが、これは四肢の骨を折ることをいう。「跌体」とは骨の関節がはずれて、通常的位置からずれてしまうことをいう。「保辜の期限内に回復した場合」とは、人の手足を骨折させたり脱臼させたり、及び片方の目を失明させ、下条（闘訟律6条）に基づいて設定された保辜の期限内に回復し、及び物が見えるようになった場合には、いずれも本来の刑罰（徒三年）から二等を減じて、それぞれ徒二年に処するということである。註文に「他の条文における骨折・脱臼の回復についてもこれに準ずる」とあるが、これは各条文の尊卑貴賤等の身分関係が存在する場合の規定において、人と争って殴打し及び故意に殴打して骨折・脱臼させ、それが保辜の期限内に回復した場合には、いずれも二等を減刑するということである。手足でなくても、他の骨の関節に対して（骨折・脱臼させて）回復した場合についてもまた同様とする。もし手足が以前から湾曲しており<sup>(2)</sup>、廢疾<sup>(3)</sup>に該当している（上に、更に）骨を折られた場合、故意に<sup>(4)</sup>この湾曲した手足を殴打したならば、ただ一本の手足を殴打して骨折した場合（の規定）により、流二千里に処せられ<sup>(5)</sup>、恩蔭<sup>(6)</sup>を利用できる場合には減・贖<sup>(7)</sup>の効果を適用すべきである。なぜならば、名例律（11条）に、「故意に人を殴打して廢疾に至らしめ、流刑に処せられる場合には、減・贖の効果を適用すべきではない」とあるが、ここでは以前から廢疾に該当しており、殴打によって廢疾となったわけではなく、それゆえに減・贖の効果を適用しても差し支えないのである。

〔訳注〕

- (1) 原文「骨差跌」について、曹『訳注』721頁注釈〔1〕が「骨の関節の位置がずれることを指す。疏議は「骨節差跌」としており、今これに基づいて補った〔指骨節錯位。疏議作“骨節差跌”、今拋以徑補〕とするのに

基づき、「節」の字を補って本文のように訳出した。

- (2) 原文「攣」について、袁『注訳』593頁注釈③は「最初から曲がっていて伸ばすことができない身体障碍のこと〔先有捲曲不能伸の殘疾〕」、曹『注訳』721頁注釈〔2〕は「手足が曲がって伸ばせないこと〔手足蜷曲不能伸〕」とする。
- (3) 原文「廢疾」について、唐・戸令復旧9条（『拾遺』228頁、『拾遺補』524頁）に「知能發達障碍・言葉が話せない者・低身長症の者・腰または背の折れた者・手足の一本が不自由な者、こうした類の者がみな廢疾である〔癡瘡・侏儒・腰脊折・一肢廢、如此之類、皆為廢疾〕」とある。なお、戸令9条が例示する廢疾の中に「攣」は含まれていないが、律疏の解釈にしたがえば「攣」も廢疾に含まれることになる。恐らく律疏は「攣」を「一肢廢」の一種と捉えているのであろう。
- (4) 原文「故」について、『訳註7』282頁は「故ニ」と訓読している。確かに漢文の語法としては「ゆえに」と読む方が自然に感じられるが、ここで挙げられている事例は「鬪毆」ではなく「故毆」であり、それゆえに「故」の字は「故意」の意味で用いられていると考えないと、その後の記述、すなわち刑罰が「流二千里」となることや名例律11条を引き合いに出していることとの間に整合性が取れなくなってしまうため、本文ではあえて「故意に」と訳出した。
- (5) 鬪毆によって人の手足を骨折させた場合、本条の規定により徒三年に処せられるが、故意に骨折させれば、鬪訟律5条の規定により一等が加重され、流二千里となる。戴『各論』179頁も「故意に一本の手足を毆傷したので、鬪毆に一等を加えて、流二千里とする〔係故毆傷一支、加鬪毆一等、流二千里〕」とする。なお、劉『箋解』1477頁箋釈〔二〕は「思うに「流二千里」は「流三千里」とすべきであろう〔按「流二千里」疑當作「流三千里」〕とし、その理由として、このケースは鬪訟律4条第2段に規定する、「かつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合〔因旧

患、令至篤疾」に該当し、その法定刑が流三千里であることを挙げている。しかしながら、もともと廢疾に相当する「攣」である手足一本を折って、その手足が仮に不自由となったとしても、それは単に「攣」の廢疾から「一肢廢」の廢疾に変化したただけであって、篤疾（「兩肢廢」）となるわけではないため、当該規定には該当しない。さらにいえば、ここでの律疏の趣旨は、もともと廢疾に相当する障害を有していた者に対して、さらに廢疾に相当する傷害を当該箇所にも与えても、その傷害行為によって廢疾にしたものとはみなさない（新たに発生した障害は考慮しない）ということであるので、いずれにしても『箋解』の論理は妥当とはいえない。

(6) 原文「蔭」について、『訳註7』283頁注5は「「蔭」は親の持つ官品が子の出身に際して一定の特別条件となる。潜在的官品というべきで、出身の際に限らず、律上の法律効果を生ずる。「減贖」はその一つ」とする。蔭の効果には刑法上のものと税法上のものと官吏任用法上のものが存在する（『訳註5』131頁注3参照）が、「減贖」は蔭による刑法上の効果の一つである。

(7) 減・贖はいずれも律に定められた科刑上の優遇措置の一つで、減の特権を有する者が流罪以下を犯した場合には一等を減じられ、贖の特権を有する者が流罪以下を犯した場合には収贖が認められる。減・贖の効果や資格要件については、それぞれ名例律10条・同11条に規定されている。詳しくは、『訳註5』79頁以下の【解説】参照。

## 《第2段》

〔原文〕

即損二事以上。及因旧患。令至篤疾。若断舌。及毀敗人陰陽者。流三千里。

疏議曰。即損二事以上者。謂毆人一目瞎。及折一支之類。及因旧患。令至篤疾。仮有旧瞎一目為殘疾。更瞎一目成篤疾。或先折一脚為廢疾。

更折一脚為篤疾。若断舌。謂全不得語。毀敗陰陽。謂孕嗣廢絶者。各流

三千里。断舌。語猶可解。毀敗陰陽。不絶孕嗣者。並從傷科。

問曰。人目先盲。重毆睛壞。口或先瘡。更断其舌。如此之類。各合何罪。

答曰。人貌肖天地。稟形父母。莫不愛其所受。樂天委命。雖復宿遭痼疾。然亦痛此重傷。至於被人毀損。在法豈宜異制。如人旧瘡或先喪明。更壞其睛或断其舌。止得守文。還科断舌瞎目之罪。

〔訳文〕

もし二項目以上の損傷に該当する場合、及びかつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合、若しくは舌を切断し、及び人の生殖器を損傷した<sup>(8)</sup> 場合には、流三千里に処する。

【疏文】「もし二項目以上の損傷に該当する場合」とは、人を殴打して片方の目を失明させ、さらに手足一本を骨折させる類のことをいう。「及びかつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合」とは、例えば以前に片目を失明させて残疾<sup>(9)</sup>とした者について、さらにもう片方の目を失明させて篤疾としたような場合、あるいは以前に片足を骨折させて廢疾とした者について、さらにもう片方の足を骨折させて篤疾としたような場合をいう。「若しくは舌を切断し」とは、全く話せなくなった場合をいう。「人の生殖器を損傷した場合」とは、跡継ぎを産むことができなくなる<sup>(10)</sup> ことをいい、それぞれ流三千里に処する。舌を切断したとしてもなお話すことが可能であったり、生殖器を損傷しても跡継ぎを絶やすことがなかった場合には、いずれも（闘毆）傷害によって（それぞれの行為の態様に応じた）刑を科し（、流三千里に処することはしない）。

【問】人の目が以前から失明していたが、重ねて瞳を殴打して破壊したり、口が或いは以前から言葉を発することができなかったが、更にその舌を切断したりした場合、このような類の行為はそれぞれどのような罪とすべきであるか。

【答】人の容貌は天地をかたどっており<sup>(11)</sup>、姿形は父母から受け継いでいる。その父母より受けた身体を愛しみ、天理を楽しんで（自分の境遇に安んじ）天命に委ねる<sup>(12)</sup>ことをしない道理はない。また古くからの持病<sup>(13)</sup>を抱えていたとしても、それでもまた重ねて傷を負ったとすれば痛ましいことである。それが人に毀損された結果であるというに至っては、法において扱いを別にすべきであろうか。もし人がもともとから言葉を発することができず、或いは以前から失明していたとしても、さらにその瞳を破壊し、或いはその舌を切断したとしたならば、ただ法文を遵守して、この場合もやはり断舌・失明の罪を科し得るのみである。

〔訳注〕

- (8) 原文「毀敗人陰陽」について、袁『注訳』593頁注釈⑤は「人の生殖器を損傷するに至らしめ、生殖能力を失わせること〔致人生殖器損傷、失去生殖能力〕」、曹『訳注』722頁注釈〔2〕は「生殖機能を破壊することを指す。疏議が説くところの「孕嗣廢絶」のこと〔指破壊生殖機能。疏議所説“孕嗣廢絶”〕」とする。
- (9) 原文「殘疾」について、唐・戸令復旧9条（『拾遺』228頁、『拾遺補』524頁）に「片方の目が見えない者・両方の耳が聞こえない者・手の指が二本ない者・足の指が三本ない者・手足に親指がない者・皮膚の病気で髪がない者・皮膚から膿が出続けている者・陰囊が肥大した者・大きな腫れ物がある者、こうした類の者がみな殘疾である〔一目盲・両耳聾・手無二指・足無三指・手足無大指・秃瘡無髮・久漏・下重・大瘻瘡、如此之類、皆為殘疾〕」とある。
- (10) 原文「孕嗣廢絶」について、袁『注訳』593頁注釈⑥は「人の生殖能力を喪失させ、子孫を断絶させるに至らしめること〔致人失去生殖能力、断子絶孫〕」とする。また、銭『新注』665頁は「人が種族を伝え世代を継がせることをできなくさせることを指す〔指使人不能伝種接代的〕」、曹『訳注』722頁は「男女の生殖機能を毀損・破壊し、人が（子を）妊娠・育成

することをできなくさせ、それによって後の世代を断絶させるに至らしめることをいう〔是説毀壞破敗男女生殖機能不能懷孕生育、以致断絶后代的〕と訳す。

- (11) 原文「人貌肖天地」について、曹『訳注』722頁注釈〔4〕は「人の形状の頭と足は天地に相似している。古代の人は、人間は頭が丸くて（円）足が四角（方）であると考えた。天道が円であり、地道が方である。「肖」とは類似する、かたどるということである。……『漢書』刑法志・『淮南子』精神を参照のこと〔人的形状頭和脚相似天地。古人認為人是円顔方趾。天道円、地道方。“肖”、類似、象。……參見《漢書・刑法志》・《淮南子・精神》〕とする。『漢書』刑法志には「夫れ人は天地の貌に宵る〔夫人宵天地之貌〕」とあり、応劭の注には「頭の圓なるは天に象り、足の方なるは地に象る〔頭圓象天、足方象地〕」とある。また、『淮南子』精神訓には「頭の円なるや天に象り、足の方なるや地に象る〔頭之円也象天、足之方也象地〕」とある。
- (12) 原文「象天委命」について、袁『注訳』593頁注釈⑧は「生来の容貌が天や父母によって与えられたことに幸福を感じることに〔生来的貌相幸由天和父母給予〕」とする。また、銭『新注』665頁は「喜んで上天が与えてくれた生命を受け入れる〔欣然接受上天給予的生命〕」、曹『訳注』722頁は「また、自己の運命を上天の按配に任せて楽しむ〔也樂于把自己的命運聽任上天按排〕」と訳す。
- (13) 原文「痼疾」について、『訳註七』284頁注6は「久しくなおらない病のこと」、袁『注訳』593頁注釈⑨は「長らく治癒することが難しい疾病〔久難治癒的疾病〕」とする。



【闘訟律5条】 闘故殺用兵刃

《第1段》

〔原文〕

諸闘毆殺人者絞。以刃及故殺人者斬。雖因闘。而用兵刃殺者。与故殺同。〔為人以兵刃逼己。因用兵刃拒而傷殺者。依闘法。余条用兵刃準此。〕

疏議曰。闘毆者。元無殺心。因相闘毆。而殺人者絞。以刃及故殺者。謂闘而用刃。即有害心。及非因闘争。無事而殺。是名故殺。各合斬罪。雖因闘。而用兵刃殺者。本雖是闘。乃用兵刃殺人者。与故殺同。亦得斬罪。並同故殺之法。註云。為人以兵刃逼己。因用兵刃拒而傷殺逼己之人。雖用兵刃。亦依闘殺之法。余条用兵刃準此。謂余親戚良賤。以兵刃逼人。人以兵刃拒殺者。並準此闘法。又律云。以兵刃殺者。与故殺同。既無傷文。即是傷依闘法。註云。因用兵刃。拒而傷殺者。為以兵刃傷人。因而致死。故連言之。

問曰。故殺人。合斬。用刃闘殺。亦合斬刑。得罪既是不殊。準文更無異理。何須云用兵刃殺者与故殺同。

答曰。名例。犯十惡及故殺人者。雖会赦。猶除名。兵刃殺人者。其情重。又<sup>(i)</sup>同故殺之法。会赦猶遣除名。

〔校注〕

- (i) 『訳註7』285頁注1の指摘に基づき、『滂熹齋本』により「文」を「又」に改めた。

〔訳文〕

人と闘争して殴打し（その結果）殺害した場合には絞に処する。刃物を用いた場合及び人を故意に殺害した（「故殺」）場合には斬に処する。人と闘争したことが原因であったとしても、兵刃を用いて殺害した場合には、故殺と同様とする。〔人が兵刃を用いて自己に迫ってきたために、こちらも兵刃を用いて抵抗し、相手を傷害し殺害した場合には、通常の闘（殺傷の）法による。〕

他の条文における、兵刃を用いた場合の扱いもこれに準ずる。]

【疏文】人と闘争して殴打する者には、本来人を殺害しようという心はない。相手と闘争し殴打することによって人を殺害した場合には絞に処する。「刃物を用いた場合及び人を故意に殺害した場合」とは、すなわち、闘争して刃物を用いるのは、人を害する心がある<sup>(1)</sup>ということであり、また闘争によらずに、(闘争のような殺害の原因となるべき)事実もなく殺害する<sup>(2)</sup>ことを「故殺」と名づけ、それぞれ斬刑に処すべきである。「人と闘争したことが原因であったとしても、兵刃を用いて殺害した場合」とは、もともとは闘争が原因であったとしても、兵刃を用いて人を殺害した場合のことである。「故殺と同様とする」とは、また斬刑に処するということであり、これらはすべて故殺の法と同様に扱われる。註文に「人が兵刃を用いて自己に迫ってきたために、こちらも兵刃を用いて抵抗し、自己に迫ってきた者を傷害し殺害した場合」とあるが、この場合には兵刃を用いたとしても、また闘殺(傷)の法による。「他の条文における、兵刃を用いた場合の扱いもこれに準ずる」とは、他の条文における、親戚や良人・賤人が兵刃を用いて人に迫り、その人が兵刃を用いて抵抗し殺害した場合には、すべてこの(本条の規定と同様に)闘(殺の)法によるということである。また律文に「兵刃を用いて殺害した場合には、故殺と同様とする」とあり、傷害した場合の規定はないが、これはすなわち傷害すれば闘(傷)の法により(、故傷の法にはよらない)ということである。註文に「こちらも兵刃を用いて抵抗し、相手を傷害し殺害した場合」とあるのは、兵刃を用いて人を傷害し、その結果死亡させることがあるために、「傷」と「殺」の二文字を)連ねて述べているのである。

【問】人を故殺した場合には斬とすべきである。刃物を用いて闘殺した場合もまた斬刑に処すべきとされている。罪を得ることに関しては既に両者異なるところはないので、条文上においてもさらに法理を異にする点

はない。何ゆえに「兵刃を用いて殺害した場合には、故殺と同様とする」という必要があるのか。

【答】名例（律18条）に「十悪<sup>(3)</sup>及び故殺人を犯した場合には、恩赦に会ったとしてもなお除名<sup>(4)</sup>する」とある。（闘争により）兵刃を用いて人を殺害した場合には、（本来は故殺ではないが）その情状が重大であるため、また故殺の法と同様とし、恩赦に会ったとしてもなお除名させるのである。

〔訳注〕

- (1) 原文「鬪而用刃、即有害心」について、戴『各論』180頁は「これは、状況（「刃物を用いた」こと）により、故意殺人に擬制するということであり、すなわち政策上の考慮によるものである〔此係従情況（以刃）而擬制故意殺人、乃由於政策上考慮〕」と説明しているが、「用刃」の場合は、「用兵刃」の場合のように「故殺と同様とする」とされているわけではなく、単に故殺と同じ刑（すなわち「斬」）が科せられるに過ぎないため、戴『各論』の説明には若干疑問が残る。
- (2) 原文「無事而殺」について、袁『注訳』595頁注釈④は「ゆえなく人を殺すこと。すなわち故意殺人である〔無故殺人。即故意殺人〕」、曹『訳注』724頁注釈〔3〕は「闘争の事実がないことを指す〔指無闘争之事〕」、戴『各論』180頁は「闘争の事実がないということである〔係無闘争之事也〕」とする。『律疏』が闘殺との対比で故殺を説明している（すなわち、闘争から偶発的に殺人が発生したのではなく、最初から殺意を抱いて殺害している）ことからすれば、曹『訳注』や戴『各論』が説くように、「無事」とは「闘争の事実がない」という意味であると解するのが妥当であろうが、より広く抽象的な意味合いで用いられている可能性もある。
- (3) 「十悪」とは、儒教倫理（「名教」）に違背することが特に顕著であるとされた10個の犯罪類型ないしは犯罪類型グループのこと。何が十悪に該当するかは名例律6条に列挙されている。詳しくは『訳註5』60頁以下の【解

説】 参照。

- (4) 「除名」とは、官爵すべてを剥奪されて庶人の身分に落とされる刑事処分のこと。どのような罪を犯すと除名が科せられるかは名例律18条に規定されている。詳しくは『訳註5』133頁以下の【解説】参照。

## 《第2段》

[原文]

不因闘。故毆傷人者。加闘毆傷罪一等。雖因闘。但絶時而殺傷者。従故殺傷法。

疏議曰。不因闘競。故毆傷人者。加闘毆傷一等。若拳毆不傷。笞四十上加一等。合笞五十之類。雖因闘。但絶時而殺傷者。謂忿競之後。各已分散。声不相接。去而又來殺傷者。是名絶時。従故殺傷法。

[訳文]

闘争を原因とせず、故意に人を殴打して傷害した場合には、闘争によって殴打して傷害した場合の罪に一等を加重する。闘争が原因であっても、その事が一旦収束してから（「絶時」）殺傷した場合<sup>(5)</sup>には、故殺傷の法による。

【疏文】人と闘争し競い合ったためではなく、故意に人を殴打して傷害した場合には、闘争によって殴打して傷害した場合（の罪）に一等を加重する。もし拳で殴打したが傷害するに至らなかったならば、（闘訟律1条に規定する）笞四十に一等を加重して笞五十に処すべきとする類のことである。「闘争が原因であっても、その事が一旦収束してから殺傷した場合」とは、怒りを発して相手と争いあった後に、それぞれ一旦別れ別れになって、言葉の応酬もなくなり<sup>(6)</sup>立ち去ったにもかかわらず、再び戻ってきて殺傷した場合が「絶時」と呼ばれ、その場合には故殺傷の法による<sup>(7)</sup>。

[訳注]

- (5) 原文「絶時（絶時而殺傷）」について、袁『注訳』595頁注釈⑤が「こ

れは鬪争の後、それぞれすでに別れて、鬪争の現場から離れたが、その人が再びやって来て相手を殺傷する場合を指しており、それを称して「絶時而殺傷」とする。この場合故意殺傷によって論じ処罰することとなる〔是指争鬪之后、各已分散走開、離開争鬪現場、但有人走后又來殺傷人的、即稱為絶時而殺傷、這要按故意殺傷論処〕、錢『新注』668頁注釈⑨が「ある一つの事柄がすでに収束することを指す〔指某一事情已經結束〕」とするのに基づき、本文のように訳出した。

(6) 原文「声不相接」について、錢『新注』668頁が「相互にもはや応答することなく〔相互已不再応答〕」、曹『訳注』724頁が「もはや言い争うことなく〔已不再争吵〕」と訳しているのを参考に、本文のように訳出した。なお、袁『注訳』596頁は「相互に声を聞くことなく〔互相聽不見声音〕」と訳しているが、若干ニュアンスが異なるように思われる。

(7) 「絶時」に殺傷した場合、「故殺傷の法による」理由について、劉『箋解』1481頁は「思うに前者（「絶時」に殺傷した場合のこと——訳者注）は鬪争の後に別に殺意を起こしたため、故意犯となる〔蓋前者鬪後另起殺意、是為故犯〕」と説明している。

## 【鬪訟律6条】保辜

### 《第1段》

〔原文〕

諸保辜者。手足毆傷人。限十日。以他物毆傷人者。二十日。以刃及湯火傷人者。三十日。折跌支体及破骨者五十日。〔毆傷不相須。余条毆傷及殺傷。各準此。〕

疏議曰。凡是毆人。皆立辜限。手足毆人。傷与不傷。限十日。若以他物毆傷者。限二十日。以刃。刃謂金鉄。無大小之限。及湯火傷人。謂灼爛皮膚。限三十日。若折骨跌体。及破骨。無問手足他物。皆限五十日。註云。毆傷不相須。謂毆及傷。各保辜十日。然傷人皆須因毆。今言不相須

者。為下有僵仆。或恐迫而傷。此則不因毆而有傷損。故律云。毆傷不相須。余条毆傷及殺傷者<sup>(1)</sup>。各準此。謂諸条毆人或傷人。故關謀殺。強盜。応有罪者。保辜並準此。

〔校注〕

- (i) 『宋刑統』 その他により「毆傷者及殺傷」を「毆傷及殺傷者」に改めた。『訳註7』287頁もこれに基づいて訓読している。

〔訳文〕

保辜<sup>(1)</sup>については、手足で毆って人を傷害した場合には、十日を期限とする。他物を用いて殴り人を傷害した場合には二十日、刃物や湯火を用いて人を傷害した場合には三十日、手足を骨折させたり脱臼させたり、及び骨にヒビを入らせた場合には五十日（を期限とする）。〔殴打と傷害は必ずしも両方揃う必要はない。他の条文における殴打と傷害及び殺害と傷害についても、それぞれこれに準ずる。〕

【疏文】 およそ人を殴打すればすべて保辜の期限を設定する。手足で人を殴打したならば、傷害した場合も傷害していない場合も十日を期限とする。もし他物を用いて殴打し傷害した場合には二十日を期限とする。「刃物を用いて」とあるが、刃物とは青銅や鉄製のものをいい、大小に決まりはない。及び「湯火を用いて人を傷害した場合」とは、皮膚を焼け爛れさせることをいう。（これらについては）三十日を期限とする。もし骨折・脱臼させ、及び骨にヒビを入らせた場合には、手足・他物を問わず、すべて五十日を期限とする。註文に「殴打と傷害は必ずしも両方揃う必要はない」とあるのは、すなわち殴打及び傷害はそれぞれ保辜（の期限）は十日であるが、しかしながら人を傷害する行為は（通常）すべて殴打が原因となって生じる。ところが今「必ずしも両方揃う必要はない」といっているのは、後（の關訟律35条）に転倒させ（て傷害し）た<sup>(2)</sup>場合があり、あるいは（賊盜律14条に）脅迫して傷害する場合もある。

これらはすなわち殴打によらずに損傷する場合である。それゆえに律は「殴打と傷害は必ずしも両方揃う必要はない」といつているのである。「他の条文における殴打と傷害及び殺害と傷害についても、それぞれこれに準ずる」とは、各条文の人を殴打した場合、あるいは人を傷害した場合、故殺・闘殺・謀殺<sup>(3)</sup>や強盗で罪とすべき場合について、保辜（の期限）はすべてこれに準ずるということである。

〔訳注〕

- (1) 保辜とは「罪名を保留する」という意味であり（戴『通論』101頁、劉『箋解』1483頁参照）、傷害の手段ごとに定められた特定の期間（「辜限」）内に被害者が死亡すれば、傷害行為と死亡との間に因果関係があるものとみなし（ただし、他の原因で死亡したことが明らかな場合を除く）、殺人罪（「闘殺」）の成立を認める制度のことである。明・清律の保辜には、こうした因果関係成立機能に加えて、保辜の期限内に加害者に対して被害者の治療義務を課す機能も有していたが、唐律の保辜には（少なくとも規定上は）そうした機能は備わっていない。保辜について詳しくは『訳註7』287頁以下注1参照。
- (2) 原文「僵仆」について、闘訟律35条の疏文には「仰向けになることを「僵」といい、うつ伏せになることを「仆」という〔仰謂之僵、伏謂之仆〕」とあり、『訳註7』288頁注2はこの疏文の説明を受けて「僵も仆も、たおれる、たおすの意。〔闘35〕は闘殴によって誤って第三者をたおし殺傷した場合についていう」とする。また、袁『注訳』597頁注釈④は「転倒してぶつかり殺傷するに至らしめることを指す〔指摔致跌撞致殺傷〕」とする。
- (3) 原文「故闘謀殺」について、『訳註7』287頁は「故ラニ闘シ殺サント謀リ」と訓読し、故闘と謀殺の二事であると解釈している。しかしながら、曹『訳注』726頁の訳文及び劉『箋解』1484頁、戴『各論』181頁にもあるとおり、これは「故殺」「闘殺」「謀殺」の三事を略した言い方であると解するのが適当であると思われるため、本文のように訳出した。

《第2段》

[原文]

限内死者。各依殺人論。其在限外。及雖在限内。以他故死者。各依本毆傷法。  
[他故。謂別增余患而死者。]

疏議曰。限内死者。各依殺人論。謂辜限内死者。不限尊卑良賤及罪輕重。各依本条殺罪科斷。其在限外。仮有拳毆人。保辜十日。計累千刻之外。是名限外。及雖在限内。謂辜限未滿。以他故死者。他故。謂別增余患而死。仮毆人頭傷。風從頭瘡而入。因風致死之類。仍依殺人論。若不因頭瘡得風。別因他病而死。是為他故。各依本毆傷法。故註云。他故。謂別增余患而死。其有墮胎瞎目毀敗陰陽折齒等。皆約手足他物以刃湯火為辜限。

[訳文]

(保辜の) 期限内に死亡した場合には、それぞれ殺人(の罪)によって論ずる。期限外において、及び期限内であっても、他の理由で死亡した場合には、それぞれもとの毆傷の法による。[「他の理由」とは、(与えた傷害とは) 別に疾患が加わって死亡した場合をいう。]

【疏文】「期限内に死亡した場合には、それぞれ殺人(の罪)によって論じる」とは、保辜の期限内に死亡した場合をいう。(身分関係の) 尊卑や良賤および罪の軽重に関係なく、それぞれ各条文の殺人の罪によって処断する。「期限外において」とは、例えば拳で人を毆打した場合には、保辜(の期限)は十日となるが、時を計って千刻<sup>(4)</sup>を過ぎた場合を「期限外」と称するのである。「及び期限内であっても」とは、保辜の期限に未だ満たない場合をいう。「他の理由で死亡した場合」の「他の理由」とは、(与えた傷害とは) 別に疾患が加わって死亡した場合をいう。例えば、人の頭を毆打して傷害したところ、破傷風菌<sup>(5)</sup>が頭部の傷口より侵入し、破傷風が原因で死亡するに至ったような類の場合には、殺人



(の罪)によって論ずる。もし頭部の傷から破傷風となったのではなく、別に他の疾患が原因で死亡した場合に、これを「他の理由」とし、それぞれもとの殴傷の法による。それゆえに註文に「[他の理由]とは、(与えた傷害とは)別に疾患が加わって死亡した場合をいう」とあるのである。墮胎・失明・生殖器の損傷・折齒等の罪は、すべて「手足」「他物」「刃物及び湯火を用いた場合」のいずれかに分類して保辜の期限を設定する。

[訳注]

- (4) 原文「千刻」について、『訳註7』288頁注3は「十日のこと。〔名55〕に「日ト称スルハ百刻ヲ以テス」とある」とする。「一刻」は漏刻(水時計)の1目盛り分で、約15分に相当する。唐律は「百刻=一日」と定義しているため、千刻経過した時点で保辜の十日の期限に達したものとされ、これ以降被害者が死亡しても加害者は死の結果について刑事責任を負わされることはない。
- (5) 原文「風」について、『訳註7』289頁注4は「風」を「おこり」「かぜ」「中風」「精神病」等と解する諸橋轍次『大漢和辞典』の解釈を紹介した後、「律では頭瘡が悪化して命取りになったことをいっているのであり、現在の精緻な病名を適格にあてはめることはなかなかむづかしいであろう」とする。確かに「風」自体は様々な病状を指す多義的な概念であろうが、ここでの文脈に限っていえば、曹『訳注』726頁にもあるように、「風」とは「破傷風」のことであると解せられる。破傷風は、土中等に存在する破傷風菌が創傷部位から体内に侵入して引き起こされる感染症であり、特効薬が導入される前の1950年には、日本で年間1915人の患者数が報告され、その内1558人が死亡している(致死率81.4%)。予防接種が行き届いている現在では、年間の患者数は30~50人程度に止まるが、依然として致死率の高い(20~50%)危険な感染症であるとされる(国立感染症研究所HP (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/466-tetanus-info.html>) (2019.5.9)) の記

述による)。なお、『大漢和辞典』にある「おこり」や「中風」に関して、「おこり」(一般には「マラリア」のことと解せられている)はハマダラ蚊によって媒介されるマラリア原虫が原因で発症する病気であり、また「中風」は脳血管障害の後遺症としての半身不随等の症状を指す言葉であって、いずれも負傷した事実との間に直接的な関連がないことから、ここでの訳語としては適切ではないであろう。

【闕訟律7条】 同謀不同謀毆傷人

《第1段》

[原文]

諸同謀共毆傷人者。各以下手重者為重罪。元謀減一等。從者又減一等。若元謀下手重者。余各減二等。至死者。隨所因為重罪。

疏議曰。同謀共毆傷人者。謂二人以上。同心計謀。共毆傷人者。假有甲乙丙丁謀毆傷人。甲為元謀。乙下手最重。毆人一支折。以下手重為重罪。乙合徒三年。甲是元謀。減一等。合徒二年半。丙丁等為從。又減一等。合徒二年。若不因闕。乙為故毆之首。合流二千里。甲是元謀。減一等。合徒三年。丙丁徒二年半。若是元謀下手重者。假甲為元謀。下手最重。即甲合徒三年。乙丙丁各減二等。並徒二年。若故毆。即甲合流二千里。余各減二等。各徒二年半之類。至死。謂被毆人致死。隨所因為重罪。謂甲毆頭。乙毆手。丙毆足。若由頭瘡致死者。即甲為重罪。由手傷致死。即乙為重罪。由足傷致死者。即丙為重罪。重罪者償死。余各減二等。徒三年。甲是元謀。止減一等。流三千里。

[訳文]

共同して謀議し(「同謀」)、共に人を殴打して傷害した場合には、それぞれ手を下して(最も)重い(傷害を与えた)者をもって重罪<sup>(1)</sup>とする。最初に謀議を始めた者(「元謀<sup>(2)</sup>」)は一等を減ずる。(謀議に)従った(だけの)

者はさらにまた一等を減ずる。もし元謀が手を下して（最も）重い（傷害を与えた）のであれば、それ以外の者はそれぞれ（元謀の罪から）二等を減ずる。（被害者を）死に至らしめた場合には、（死亡の）原因となった（傷害を与えた）者を重罪とする。

【疏文】「共同して謀議し、共に人を殴打して傷害した場合」とは、二人以上が意思疎通して計画を立て謀議し、共に人を殴打して傷害する場合をいう。仮に甲・乙・丙・丁が謀議して人を殴打して傷害しようとしたとして、甲が元謀であり、乙が手を下して最も重い傷害を与えたとする。人を殴打して手足のうち一本を骨折させたならば、「手を下して（最も）重い（傷害を与えた）者をもって重罪とする」ことから、乙は（闘訟律4条により）徒三年とすべきである。甲は元謀であるので、（乙の刑罰から）一等を減じて徒二年半とすべきである。丙・丁は従犯であるので、さらにまた一等を減じて徒二年とすべきである。もし闘争が原因で（傷害したので）はないならば、乙は（闘訟律5条の）「故殴」の首犯として流二千里とすべきである。甲は元謀であるので一等を減じて徒三年、丙・丁は（従犯であるのでさらに一等を減じて）徒二年半とすべきである。「もし元謀が手を下して（最も）重い（傷害を与えた）のであれば」とは、仮に甲が元謀で手を下して最も重い傷害を与えたとすると、すなわち甲は徒三年とすべきであり、乙・丙・丁はそれぞれ二等を減じてすべて徒二年となる。もし「故殴」であれば、すなわち甲は流二千里とすべきであり、その他の者はそれぞれ二等を減じてそれぞれ<sup>(3)</sup>徒二年半とする類のことである。「死に至らしめた場合」とは、殴打された人を死に至らしめた場合をいう。「（死亡の）原因となった（傷害を与えた）者を重罪とする」とは、甲が頭を殴打し、乙が手を殴打し、丙が足を殴打したとして、もし頭の傷が原因となって死亡したのであれば、すなわち甲を重罪とし、手の傷によって死亡したのであれば、すなわち乙を重罪とし、足の傷によって死亡したのであれば、すなわち丙を重罪とする

ということである。重罪とされた者は(被害者の)死を償う(すなわち鬪訟律5条により絞刑に処せられる)ことになる<sup>(4)</sup>。その他の者はそれぞれ二等を減じて徒三年となる<sup>(5)</sup>が、甲は元謀であるため、一等を減ずるに止め、流三千里となる<sup>(6)</sup>。

〔訳注〕

- (1) 原文「重罪」について、銭『新注』673頁注釈①は「共同犯罪中の首犯が、一等を減じられる従犯に対して全罪を科せられ処罰されることを指す〔指共同犯罪中首犯相對於減一等的従犯而受全罪処罰〕」とする。
- (2) 「元謀」とは、名例律42条に規定する「造意」と同様に、「犯罪を遂行しようとする共同意志の形成および持続の上に最も主導的な役割を果たすこと」(『訳註5』251頁)ないしはそのような役割を果たした者を指す概念であり、両者はほぼ同一の実体を指しているものと考えられる。ただ、造意者は常に首犯として最も重い刑を科せられるべきところ、本条に規定する犯罪形態においては、「下手重者」が首犯として最も重い刑を科せられ、元謀はそこから一等を減じた刑を科せられることから、概念上の混乱を避けるため、あえて「造意」とは称さず、「元謀」という異なる言い方をしているのであろう。
- (3) 原文「各」について、『官版』は「合」に作っている。本疏文の他の箇所句作りからすれば、ここも「合」に改めて「徒二年半とすべき」と訳した方がよいかもしれないが、しばらくは底本にしたがって「それぞれ」と訳することにする。
- (4) 原文「償死」について、袁『注訳』600頁注釈⑤は「命を以て命に<sup>あ</sup>抵ること、すなわち死刑判決に処すること〔以命抵命、即判処死刑〕」、銭『新注』673頁注釈⑤は「鬪毆して人を死亡させる罪で絞刑に処することを指す〔指鬪毆致人死亡罪処絞刑〕」とする。
- (5) 名例律56条によれば、絞と斬(「二死」)および流二千里・流二千五百里・流三千里(「三流」)は、刑を減ずる場合に限り、死刑の二等・流刑の

三等をそれぞれ一等とみなして処理することになる。すなわち、絞・斬いずれからであっても一等を減刑すれば流三千里となり、流二千里・流二千五百里・流三千里いずれからであっても一等を減刑すれば徒三年となる。したがって、「重罪」である「下手重者」の刑罰（絞）から二等を減ずることになるその他の共犯者の刑罰は徒三年となる。

- (6) 甲が「元謀」であると同時に「下手重者」でもある場合には、当然一等の減刑はなく、絞に処せられることとなる。

《第2段》

〔原文〕

其不同謀者。各依所毆傷殺論。其事不可分者。以後下手為重罪。

疏議曰。其不同謀者。仮有甲乙丙丁不同謀。因鬪共毆傷一人。甲毆頭傷。乙打脚折。丙打指折。丁毆不傷。若因頭瘡致死。甲得殺人之罪償死。乙為折支。合徒三年。丙為折指<sup>(i)</sup>。合徒一年。丁毆不傷。合笞四十。是為各依所毆傷殺論。其事不可分者。謂此四人共毆一人。其瘡不可分別。被毆致死。以後下手者為重罪。謂丁下手最後。即以丁為重罪。余各徒三年。元謀減一等。流三千里。

〔校注〕

- (i) 『訳註7』292頁注4の指摘に基づき、『滂熹齋本』『官版』『宋刑統』等により「指折」を「折指」に改めた。

〔訳文〕

同謀し（て殴打し）たのでなければ、それぞれが毆傷・毆殺した行為に基づいて罪を論ずる。殴打行為による傷害箇所を特定し難い場合<sup>(7)</sup>には、最後に手を下した者を重罪とする。

【疏文】「同謀し（て殴打し）たのでなければ」とは、例えば甲・乙・丙・丁が同謀せずに、鬪争が原因となって共に一人を毆傷したとして、甲は

頭を殴打して傷害し、乙は足を殴打して骨折させ、丙は指を殴打して骨折させ、丁は殴打したが傷害するには至らなかった場合、もし頭の傷が原因となって死亡したのであれば、甲は（闘訟律5条の闘毆）殺人の罪を得て（被害者の）死を償う（すなわち絞刑に処せられる）ことになる。乙は（闘訟律4条の）「折支」の罪となり徒三年とすべきである。丙は（闘訟律2条の）「折指」の罪となり徒一年とすべきである。丁は殴打したが傷害するには至らなかったので（闘訟律1条により）笞四十とすべきである。これが、「それぞれが殴傷・殴殺した行為に基づいて罪を論ずる」ということである。「殴打行為による傷害箇所を特定し難い場合」とは、この（甲・乙・丙・丁の）四人が共に一人を殴打したが、各人の与えた傷を特定することができない場合、殴打によって（被害者が）死亡したならば、最後に手を下した者を重罪とする。これはすなわち、丁が最後に手を下したとするならば、丁をもって重罪と（して絞に処）し、その他の者はそれぞれ（二等を減じて）徒三年に、元謀は一等を減じて流三千里に処するということである。

〔訳注〕

(7) 原文「其事不可分」について、袁『注訳』600頁注釈⑦は「これは、数人、例えば四人が一人を殴打し、殴打して負わせた傷について誰が傷害したか分別することができない場合、最後に手を下した者を以て重罪とすることを指す〔是指数人如四人殴打一人、殴打所致之傷不能分別是誰所傷、則以后下手的為重罪〕」とする。

《第3段》

〔原文〕

若乱殴傷。不知先後輕重者。以謀首及初鬪者為重罪。余各減二等。

疏議曰。仮有人群党共鬪。乱殴傷人。被傷殺者。不知下手人名。又不知先後輕重。若同謀毆之。即以謀首為重罪。其不同謀。乱殴傷者。以初鬪

者為重罪。自余非謀首。及非初鬪各減二等。徒三年。若不至死。唯折二支。若謀鬪者。謀首流三千里。余各徒二年半。其不同謀。初鬪者流三千里。余亦減二等。

問曰。甲乙丙三人。同謀毆人。各拳毆一下。合作首從以否。

答曰。律云。同謀共毆人者。各以下手重者為重罪。此拋辜內致死。故有節級減文。下又云。不同謀者。各依所毆傷殺論。即明毆者得毆罪。傷者得傷罪。殺者得殺罪。拳毆人者。笞四十。不同謀者。各從毆科。同謀毆人。豈得減罪。是知各笞四十。不為首從。若更有丁。亦與甲乙丙同謀。丁不下手。又非元謀。即減二等。笞二十之類。

又問。甲乙二人。同謀毆人。甲是元謀。又先下手。毆一支折。乙為從。後下手。毆一目瞎。各合何罪。

答曰。拋上條。折跌人支體。及瞎其一目者。徒三年。即損二事以上。及因旧患。令至篤疾者。流三千里。此即同謀共毆人。傷損二事。甲雖謀首。合徒三年。由乙損二事。合流三千里。若不同謀。各損一事。俱得本罪。並徒三年。

〔訳文〕

もし乱鬪によって毆傷し、(傷害の) 先後や軽重が判明しない場合には、首謀者(「謀首<sup>(7)</sup>」) または<sup>(8)</sup> 最初に鬪争を開始した者をもって重罪とする。その他の者はそれぞれ二等を減ずる。

【疏文】 例えばある人が集団で共鬪し、乱鬪となって人を毆打して傷害・殺害したものの、手を下した人が誰であるか判明せず、また(毆傷の) 先後や軽重が判然としないことがある。もし同謀して毆打したならば、すなわち謀首をもって重罪とする。同謀せずに乱鬪によって毆傷した場合には、最初に鬪争を開始した者をもって重罪とする。その他の者、すなわち謀首でもなければ最初に鬪争を開始した者でもない者は、それぞれ二等を減じ、徒三年に処する。もし(被害者が) 死亡するに至らず、

ただ手足二本を骨折させただけの場合、同謀して鬪毆したならば謀首を流三千里に処し<sup>(9)</sup>、その他の者はそれぞれ徒二年半に処する。同謀していない場合は、最初に鬪争を開始した者を流三千里に処し、その他の者はまた二等を減ずる。

**【問】** 甲・乙・丙の三人が同謀して人を殴打し、それぞれ拳で一回ずつ殴ったとする。この場合首犯・従犯に分けて論ずるべきかどうか。

**【答】** (本条第1段の) 律文に「同謀して共に人を殴打し(て殺傷し)た場合には、それぞれ手を下して(最も)重い(傷害を与えた)者をもって重罪とする」とある。これは保辜の期限内に死亡した場合の話であり、それゆえに段階的に罪を減ずるという規定がある。その後にもまた「同謀し(て殴打し)たのでなければ、それぞれが殴傷・殴殺した行為に基づいて罪を論ずる」とある。すなわち、殴打した者は殴打の罪を得、傷害した者は傷害の罪を得、殺害した者は殺害の罪を得ことは明白である。人を拳で殴った場合には、笞四十に処せられる。同謀していなければ、それぞれ殴打の罪(である笞四十)を科せられることになる。同謀して人を殴打した場合にどうして罪を減ずることができようか。このことから、それぞれ笞四十に処して、首犯・従犯に分けないことが分かる。もしさらに丁がいて、また甲・乙・丙と同謀したが、丁は手を下すこともなく、また元謀でもなければ、二等を減じられ笞二十に処せられることになる。

**【問】** 甲・乙の二人が同謀して人を殴打したが、甲は元謀であり、また先に手を下して手足一本を殴打して骨折させた。乙は従犯であり、後から手を下して片方の目を失明させた。それぞれどのような罪に処するべきか

**【答】** 上述の条文(關訟律4条)によれば「人と鬪争して殴打し、手足を骨折させたり脱臼させた場合、及びその片方の目を失明させた場合には、徒三年に処する。もし二項目以上の損傷に該当する場合、及びかつ



て与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合には、流三千里に処する」とある。今回の設問は、同謀して共に人を殴打し、二項目（以上）の損傷に該当する場合である。甲は謀首ではあっても（「折支」の罪である）徒三年に処せられるべきである。それは、乙の行為が原因となって二項目（以上）の損傷に該当することになったからであり、（そのため乙が）流三千里に処せられるべきである。もし同謀せずにそれぞれが一項目の損傷に止まる場合には、両者ともに該当する（傷害の）罪のみを得ることになり、いずれも徒三年に処せられる。

〔訳注〕

- (7) 「謀首」は実態としては「元謀」と同一であると思われるが、通常「元謀」は首犯より一等軽い刑に処せられるのに対して、殴打の先後軽重が不明の場合には「重罪」として最も重く処罰されることから、概念上の混乱を避けるために、あえて「謀首」という異なる言い方をしているものと思われる。
- (8) 原文は「及」となっているが、本条の趣旨は、乱闘で傷害の先後軽重が不明の場合、行為者間に同謀の事実があれば「謀首」を、同謀の事実がなければ「初闘者」を重罪とするということであるため、原文のまま「及び」と訳してしまうと、あたかも「謀首」と「初闘者」が同時に重罪とされるかのような誤解を招くおそれがあることから、ここではあえて「または」と訳した。
- (9) 銭『新注』673頁注釈⑧も指摘しているように、手足二本を骨折させる（「折二支」）ことは、闘訟律4条に規定する「二項目以上の損傷」に該当する（すなわち、「折支」の罪を二回行っている）ため、その刑罰は流三千里となる。

【關訟律8条】 威力制縛人

《第1段》

〔原文〕

諸以威力制縛人者。各以關毆論。因而毆傷者。各加關毆傷二等。

疏議曰。以威若力。而能制縛於人者。各以關毆論。依上条。手足之外。皆為他物。縛人皆用徽纆。明同他物之限。縛人不傷。合杖六十。若傷。杖八十。因而毆傷者。謂因縛即毆者。傷与不傷。各加關毆傷二等。謂因縛用他物毆不傷者。杖八十。傷者。杖一百之類。是名各加關毆傷二等。

〔訳文〕

威力<sup>(1)</sup>を用いて人を捆縛<sup>(2)</sup>した場合には、それぞれ關毆（の罪）をもって論ずる。そのことによって殴打し傷害した場合には、それぞれ關毆傷（の罪）に二等を加重する。

【疏文】威もしくは力を用いて人を捆縛し得る場合には、それぞれ關毆（の罪）をもって論ずる。上述の（關訟律1）条によれば、「手足以外はすべて他物とする」とある。人を縛るにはみな繩<sup>(3)</sup>を用いるため、「他物」（を用いた關毆）に該当することは明らかである。人を束縛したが傷害しなかった場合には杖六十に処する。もし傷害したならば杖八十に処する。「そのことによって殴打し傷害した場合」とは、束縛したことによってただちに殴打した場合をいう。傷害した場合も傷害していない場合も「それぞれ關毆傷（の罪）に二等を加重する」。すなわち、束縛したことにより他物を用いて殴打したが傷害しなかった場合には、（杖六十に二等を加重して）杖八十に処し、傷害した場合には（杖八十に二等を加重して）杖一百に処するということであり、このことを「それぞれ關毆傷（の罪）に二等を加重する」と称しているのである。

〔訳注〕

(1) 原文「威力」について、袁『注訳』602頁注釈①は「威力とは官威ある

いは勢力を指す〔威力是指官威或者勢力〕とし、本条第2段の疏文に基づいた解釈を行っている。しかしながら、銭『新注』674頁が「威勢あるいは暴力〔威勢或暴力〕」、曹『訳注』730頁が「威勢と暴力〔威勢和暴力〕」と訳すように、必ずしも第2段の疏文に示された解釈に拘泥する必要はないと思われる。例えば第1段の疏文にある「威若しくは力」という表現は、賊盜律34条（強盜条）の本註にも用いられている（「〔強盜とは〕威若しくは力をもってその財物を取ることをいう〔謂以威若力而取其財〕」）が、この「威」を「官威」と捉える余地は皆無であることから考えても、袁『注訳』のようにここでの「威力」という言葉を限定的な意味合いで捉えることは大いに疑問が残る。

(2) 原文「制縛」について、曹『訳注』730頁は「他人を強制し捆縛する〔強制捆綁他人的〕」と訳し、「制」と「縛」を分けて訳している。もちろんそのように解することも可能であるが、「制」には「束縛する」という意味もあることから、袁『注訳』602頁が「人を捆縛する〔捆綁人的〕」と訳しているのにしたが、本文のように訳出した。

(3) 原文「徽纆」について、『訳註七』294頁注2は「徽は三つよりの「なわ」、纆は二つよりの「なわ」とする。また、『經典釈文』卷2周易音義や『広雅疏証』卷7下には「三股のものを「徽」といい、二股のものを「纆」という〔三股曰徽、両股曰纆〕」という劉表の注が引用されている。一方、『唐律釈文』には「『周易』にある「徽纆」とは黒い縄である〔按周易、徽纆、黒縄也。今但依繩取義、不拘徽纆之文〕」とある。なお、袁『注訳』602頁注釈②には「『周易』によると、徽纆とはすなわち黒色のロープである。今ここでは縄の意味で用いており、黒色には限らない〔挾《周易》、徽纆、即黒色繩索。現今総取義為繩、不拘黒色〕」とあるが、管見の限りでは『周易』習坎に「徽纆」という言葉が用いられているが、徽纆が黒色のロープであると説いている文言は見当たらない。

《第2段》

〔原文〕

即威力使人毆擊。而致死傷者。雖不下手。猶以威力為重罪。下手者減一等。

疏議曰。威力使人者。謂或以官威。或恃勢力之類。而使人毆擊他人。致死傷者。威力之人。雖不下手。猶以威力為重罪。下手者減一等。仮有甲恃威力。而使乙毆殺丙。甲雖不下手。猶得死罪。乙減一等。流三千里。若折一指。甲雖不下手。合徒一年。乙減一等。杖一百之類。甲是監臨官。百姓無罪。喚問事。以杖依法決罰致死。官人得殺人罪。問事不坐。若遣用他物手足打殺。官人得威力殺人罪。問事下手者。減一等科。

〔訳文〕

もし威力を用いて人に毆撃することを命じ、(相手方を)死傷させた場合には、(自ら)手を下していなくても、なお威力(を用いて毆撃を命じた者)を重罪とする。手を下した者は一等を減ずる。

【疏文】「威力を用いて人に(毆撃することを)命じ」とは、あるいは官の威光を利用し、あるいは勢力を恃んで(人に命じる)類のことをいう。人に命じて他人を毆撃させ死傷させた場合には、威力(を用いて毆撃することを命じた)人は(自ら)手を下していなくても、なお威力を用いた人を重罪とし、手を下した者は一等を減ずる。例えば、甲が威力を恃んで乙に命じて丙を毆殺させたとしたならば、甲は手を下していなくても、なお(關訟律5条の關殺の規定により)死罪を得ることになる。乙は(甲の罪から)一等を減じて流三千里に処せられる。もし指一本を骨折させたならば、甲は手を下していなくても(關訟律2条の規定により)徒一年とすべきであり、乙は一等を減じて杖一百に処せられるという類のことである。甲が監臨官<sup>(4)</sup>であり、罪なき一般人<sup>(5)</sup>に対して、問事<sup>(5)</sup>を呼び出して、杖を用いて法に基づいて拷問させた結果、(罪なき一般人が)死亡した場合には、官員は(斷獄律15条の規定により)殺人(關

殺)の罪を得(て加役流とされ)る<sup>(6)</sup>が、問事は罪に問われない。もし(監臨官が問事に)他物や手足を用いて撲殺させたのであれば、官員は(本条の)「威力を用いて人を殺させた」罪を得、手を下した問事は一等を減じて科刑する。

[訳注]

- (4) 「監臨」とは、「人または物に対して一般的に自己の行政的裁量権を及ぼし得る立場にあること」(『訳註5』324頁)をいい、そのような地位にある官員のことを「監臨官」という。
- (5) 「問事」について、『訳註7』294頁注3は「(訊問の際に、訊囚)杖を以て実際に拷する吏が「問事」である」(括弧内訳者)、銭『新注』675頁注釈⑦は「杖を執行する人〔行杖之人〕」、曹『訳註』731頁注釈〔1〕は「杖を執って刑を行う吏卒〔執杖行刑之卒〕」、劉『箋解』1491頁箋釈〔五〕は「問事とは、杖を執って刑を行う人のこと〔問事、執杖行刑之人〕」とし、いずれも『資治通鑑』隋文帝開皇10年条の「問事」に関する胡三省の注(「問事とは杖を執行する人である〔問事者、行杖之人也〕」)を引用している。また、『唐六典』巻30によれば、地方の府・州・県には、その規模に応じて4人から12人の問事が配置されていた。なお、袁『注訳』602頁注釈④は「喚問事」について「召喚して訴えを取り調べることを指す〔指伝喚訊問公事〕」とし、「喚して事を問う」の意と解釈している。しかしながら、条文には後に「問事不坐」や「問事下手者、減一等科」といった表現があることから、「問事」は何らかの人を指すことは明らかであるため、袁『注訳』の解釈は妥当とはいえないであろう。
- (6) 監臨官が得る「殺人罪」について、『訳註7』294頁は鬪訟律5条の「鬪毆殺人」の罪であると解している。また銭『新注』675頁注釈⑨は断獄律19条の「官司故入人罪」に比附して処罰されるものと述べている。しかしながら、罪なき人を拷問によって死亡させた場合の処罰については、断獄律15条に規定があり、それによると、拷問すべきでない人(疏文によれば、

「罪なき」人がこれに該当する)を拷問した場合には、鬪殺傷の罪をもって論じられ、その者が死亡すれば加役流に処せられるものとされている。

### 【鬪訟律9条】 兩相毆傷論如律

〔原文〕

諸鬪兩相毆傷者。各隨輕重。兩論如律。後下手理直者。減二等。〔至死者不減。〕

疏議曰。鬪兩相毆傷者。假有甲乙二人。因鬪兩相毆傷。甲毆乙不傷。合答四十。乙毆甲傷。合杖六十之類。或甲是良人。乙是賤隸。甲毆乙傷。減凡人二等。合答四十。乙毆甲不傷。加凡人二等。合杖六十之類。其間尊卑貴賤。應有加減。各準此例。後下手理直者。減二等。假甲毆乙不傷。合答四十。乙不犯甲。無辜被打。遂拒毆之。乙是理直。減本毆罪二等。合答二十。乙若因毆而殺甲。本罪縱不至死。即不合減。故註云。至死者不減。

問曰。尊卑相毆。後下手理直得減。未知伯叔先下手毆姪。兄姊先下手毆弟妹。其弟姪等後下手理直。得減以否。

答曰。凡人相毆。条式分明。五服尊卑。輕重頗異。只如毆總麻兄姊。杖一百。小功大功遞加一等。若毆總麻以下卑幼折傷。減凡人一等。小功大功遞減一等。拋服雖是尊卑相毆。兩俱有罪。理直則減。法亦無疑。若其毆親姪弟妹至死。然始獲罪。傷重。律則無辜。罪既不合兩論。理直豈宜許減。拳伯叔兄姊。但毆傷卑幼無罪者。並不入此条。

〔訳文〕

鬪争において両者が互いに相手を毆傷した場合には、それぞれ(罪の)軽重にしたがい両者ともに律の規定どおりに論ずる。後から手を下して、理として正しい者<sup>(1)</sup>は二等を減ずる。〔(相手を)死亡させるに至った場合には減刑しない。〕

【疏文】「鬪争において両者が互いに相手を殴傷した場合」とは、例えば甲・乙の二人が鬪争によって両者互いに相手を殴傷したような場合であり、甲が乙を（手足で）殴打したが傷害しなかったならば、（甲を）笞四十とすべきであり、乙が甲を（手足で）殴打して傷害したならば、（乙を）杖六十とすべきといった類のことである。あるいは甲が良人であり、乙が奴婢<sup>(2)</sup>であるとして、甲が乙を殴打して傷害したならば、（鬪訟律19条により）一般人（を殴傷した場合の罪）より二等を減じて笞四十とし、乙が甲を殴打して傷害しなかったならば、一般人（を殴打した場合の罪）に二等を加重して杖六十とすべきといった類のことである。このように両当事者間に（身分の）尊卑・貴賤の関係があり、（そのため罪の）加減を行う必要がある場合には、それぞれこの例に準ずる。「後から手を下して、理として正しい者は二等を減ずる」とは、例えば甲が乙を殴打したが傷害しなかったならば笞四十となるが、乙が甲を侵害していないにもかかわらず殴打され、遂に対抗して甲を殴打したのであれば、乙は「理として正しい者」ということになり、本来の鬪殴の罪から二等を減じて笞二十とすべきである。乙がもし殴打したことにより甲を殺害したならば、乙の罪が本来死刑にならない（比較的軽い犯罪であるとされる場合であった）としても、（二等の）減刑を行うべきではない。それゆえ註文に「（相手を）死亡させるに至った場合には減刑しない」とあるのである。

【問】目上の親族と目下の親族<sup>(3)</sup>が互いに殴打したとする。後から手を下した者が、理として正しい場合には減刑することができる（と条文にある）が、伯叔（父母）が先に手を下して甥<sup>(4)</sup>を殴打し、兄姉が先に手を下して弟妹を殴打した場合、その弟や甥等は、後から手を下して、理として正しい者であるならば、減刑することができるのか否か不明である。

【答】一般人が互いに殴打した場合には、条文の規定は明らかである。し

かしながら五服<sup>(5)</sup>内の尊卑の親族間(での殴打の場合)は、(罪の)軽重がすこぶる異なっている。(鬪訟律26条の規定によれば、)もし總麻服の兄姉<sup>(6)</sup>を殴打したならば杖一百に処せられ、小功服・大功服(の兄姉)ならば一等ずつ順次加重される。もし總麻服以下の目下の親族を殴打して折齒以上の傷害をあたえたならば、一般人に対する罪から一等を減じ(杖一百に処せられる)。小功服・大功服(の目下の親族)ならば一等ずつ順次減刑される。服制によれば(親族間の)尊卑の関係があるとしても、互いに殴打した場合には双方ともが罪に問われるため、理として正しい者であるならば(二等)減じられることは、法規定上疑問はない。(しかしながら伯叔父母や兄姉が)甥や弟妹を殴打した場合には、死亡するに至ってようやく罪に問われることになり、重い傷害を与えたとしても律の規定上は罪には問われない。(したがってこのような場合必ずしも)両者ともに罪に問われるわけではないため、理として正しい者であったとしても(本条の要件に合致しない以上)どうして減刑することが許されるであろうか。(ここでは例として)伯叔(父母)や兄姉を挙げたが、およそ目下の親族を殴傷しても罪には問われない場合は、すべてこの条文の適用はない。

〔訳注〕

- (1) 原文「理直」について、袁『注訳』604頁注釈③は「道理が十分にある場合〔道理充分的〕」、銭『新注』676頁注釈①は「理にかなない過誤がないこと〔在理、無過錯〕」とする。
- (2) 原文「賤隸」について、賤隸は「賤人」とも称され、一般人民たる「良人」に対して、官私の主人に隷属する非自由人のことである。賤隸(賤人)という概念は本来、官戸・工樂戸・部曲・奴婢等様々な種類の非自由人を包含しているが(濱口重國『唐王朝の賤人制度』(東洋史研究会、1966年)4頁以下参照)、鬪訟律19条の規定において殴傷した場合に二等を減じられるのは奴婢の場合に限られることから、ここでは端的に「奴婢」と訳出



した。銭『新注』675頁も「奴婢」と訳している。

- (3) 原文「尊卑」について、「尊（尊属）」とは、自己より世代が上の親族をいい、「卑（卑属）」とは、自己より世代が下の親族をいう（『訳註5』9頁参照）。「尊」は、自己と同一世代の親族の内年齢が上の者をいう「長」と組み合わせられて「尊長」と連称され、「目上の親族」の意味で用いられる。同様に「卑」は、自己と同一世代の親族の内年齢が下の者をいう「幼」と組み合わせられて「卑幼」と連称され、「目下の親族」の意味で用いられる。ここでの「尊卑」は、「尊長・卑幼」の略称であると解し、本文のように訳出した。
- (4) 原文「姪」について、「姪」とは「兄弟の子」（特に男の子、日本語でいう「おい」）を指す。ちなみに「甥」は中国語では「姉妹の子」を指す（『訳註5』8頁参照）。日本語の用法とは異なる点に注意が必要である。
- (5) 「五服」とは、礼の定める喪服制度（どの親族に対してどのような喪に服するかを定めた制度）における五つの等級のこと。着用すべき喪服の種類や喪に服すべき期間の違いにより、斬衰・齊衰・大功・小功・緦麻に分けられる。この五服は、親族関係の親疎を測る尺度として用いられた。詳しくは『訳註5』12頁以下参照。
- (6) ここでいう「兄姉」とは、父を同じくする実の「兄姉」のことではなく、同世代の親族の内年齢が上の者（いわゆる「長」）の意味である。

### 【鬪訟律10条】宮内忿争

#### 《第1段》

〔原文〕

諸於宮内忿争者。笞五十。声徹御所。及相殴者。徒一年。以刃相向者。徒二年。

疏議曰。宮殿之内。致敬之所。忽敢忿争。情乖恭肅。故宮内忿争者。笞五十。嘉德等門以内為宮内。衛禁律。宮城有犯。与宮門同。即順天等門内亦是。若忿競之声。徹於御所。及有相殴擊者。各徒一年。以刃相向者。

徒二年。既不論兵刃。即是刃無大小之限。

〔訳文〕

宮内で騒ぎを起こした場合には笞五十に処する。(その騒ぎの)声が御所にまで届いた場合、及び相手を殴打した場合には徒一年に処する。刃物を持って相手に立ち向かった場合には徒二年に処する。

〔疏文〕 宮殿の内は最高の敬意を払うべき場所である。それにもかかわらず場所をわきまえず騒ぎを起こすのは、皇帝に対する謹みの心情<sup>(1)</sup>を欠いていることになる。それゆえに宮内で騒ぎを起こした場合には笞五十に処するのである。嘉徳等の門<sup>(2)</sup>より内側を「宮内」とする。衛禁律(2条)に「宮城(門)を侵犯した場合も宮門と同様とする」とある。したがって、順天門<sup>(3)</sup>より内側もまたこれ(宮内)に該当する。もし争い合う声が御所にまで届いた場合、及び相手を殴打し攻撃することがあった場合には、それぞれ徒一年に処する。刃物を持って相手に立ち向かった場合には徒二年に処する。この場合「兵刃」とはっていないので、刃物の大小は問わない。

〔訳注〕

(1) 原文「恭肅」について、『訳註七』299頁注3は「宋刑統に「恭」に註して「犯翼祖廟諱、改為恭」とある。従って律疏もまた宋諱が残存しているとみられる。……「恭肅」は本来「敬肅」であった」とし、宋代において太祖(趙匡胤)の祖父であった趙敬の諱(いみ名)を避けて、「敬」を「恭」に改めた痕跡が『唐律疏議』にも残存していると述べている。しかしながら、前出の宋刑統の註は、「恭肅」の文字に付されたものではなく、その直前にある「致敬」の字を「致恭」に改めた箇所が付されたものである。さらにいえば、『唐律疏議』では、『宋刑統』には存在しない篇目疏の部分を除くと、「敬」の字が全体で26箇所に出現し、そのうち名例律6条(十悪条)にある2箇所を除く24箇所の「敬」字は、『宋刑統』において

「恭」「忠」「礼」「奉」「義」「慎」等の文字に置き換えられているが、これらすべてが『唐律疏議』では元の「敬」字に戻っている。「恭肅」の直前にある「致恭」もまた「致敬」に戻っているのに、その直後にある「恭肅」の箇所だけ「宋諱が残存している」とは考え難い。「恭肅」という言葉自体は古くより用例が存在していることから考えても、ここは元から疏文が「恭肅」となっていた可能性が高いのではなかろうか。

- (2) 嘉徳門は長安宮城の承天門（順天門）と太極門の間に位置する門のこと（『訳註6』13頁注1参照）。疏文にあるとおり、ここより内側が原則として「宮内」とされるが、実際にはその南に位置する承天門（順天門）との間の空間も「宮内」とみなされる。嘉徳「等」の門とあるのは、嘉徳門の東西に恭礼門や安仁門等があり、これら諸門の内側も「宮内」とされるからである。
- (3) 順天門は長安の皇城（官庁街）と宮城を隔てる城壁に設けられた門の一つ。中宗の神龍元年（705年）に承天門と改名された（『訳註6』15頁注3参照）。

## 《第2段》

[原文]

殿内通加一等。傷重者。又加鬪傷二等。〔計加重於本罪。即須加。余条称加者。準此。〕

疏議曰。殿内忿争。通加一等者。謂太極等門為殿内。忿争杖六十。声徹御所。及相殴者。徒一年半。以刃相向。徒二年半。若上閤<sup>(1)</sup>内。忿争杖七十。声徹御所。及相殴者。徒二年。以刃相向者。徒三年。傷重者。各加鬪傷二等。仮有凡鬪以他物殴傷人。内損吐血。合杖一百。宮内加二等徒一年半。即重於宮内相殴徒一年。凡鬪殺人折齒。合徒一年。若於殿内。是傷重加二等。合徒二年。是重於殿内相殴徒一年半。此為各加鬪傷二等。註云。計加重於本罪。即須加。謂殿内凡鬪。相殴不傷。合徒一年半。仮

有甲於殿内。毆總麻尊長。本罪合徒一年。由在殿内。故加罪二等。合徒二年。是名計加重於本罪。不加本罪者。假如毆總麻兄姉。合杖一百。以在殿内。故加二等。合徒一年半。即与殿内凡關罪同。此是計加不重於本罪。止依本徒一年半為坐。余条称加者。準此。謂一部律内称加。得重於本罪者。即須加。加不重者。從本法。

〔校注〕

- (i) 『訳註7』299頁注5の指摘に基づき、『官版』『宋刑統』により「閣」を「閤」に改めた。

〔訳文〕

殿内の場合には（場所に応じて）一等ずつ加重する。傷害（の罪が本条に規定する刑よりも）重い場合にはそれぞれ<sup>(4)</sup> 闘傷（の罪）に二等を加重する。〔加重した結果が本条に定める罪よりも重くなる場合に加重する。他の条文において「加重する」と規定されている場合もこれに準ずる。〕

【疏文】 殿内での紛争は一等ずつ加重するというのは、すなわち、太極等の門<sup>(5)</sup>（より内側）を「殿内」とし、そこで騒ぎを起こせば（笞五十に一等を加重して）杖六十に処し、（争いの）声が御所にまで届いた場合及び相手を殴打した場合には（徒一年に一等を加重して）徒一年半に処し、刃物を持って相手に立ち向かった場合には（徒二年に一等を加重して）徒二年半に処するということである。もし上閤（門<sup>(6)</sup>）より内側で騒ぎを起こしたならば（太極等の門内の場合よりさらに一等を加重して）杖七十に処し、（争いの）声が御所にまで届いた場合及び相手を殴打した場合には徒二年に処し、刃物を持って相手に立ち向かった場合には徒三年に処する。「傷害の程度が重い場合にはそれぞれ闘傷（の罪）に二等を加重する」とは、例えば（特別な身分関係にない）一般人の間で闘争があり、他物を用いて人を殴傷したとして、内臓を損傷して吐血させたならば、（關訟律1条の規定により）杖一百とすべきところ、こ

れが宮内で行われた場合に、二等を加重して徒一年半とすると、これはすなわち（本条第1段に規定する）宮内で相手を殴打した場合の徒一年の罪よりも重くなる。また、（特別な身分関係にない）一般人の間に闘争があり、人を殴打して歯を折ったならば（闘訟律2条の規定により）徒一年とすべきところ、もしそれが殿内で行われたのであれば、「傷害（の罪が本条に規定する刑よりも）重い場合」として二等を加重し、徒二年とすべきであるが、これは殿内で相手を殴打した場合の罪である徒一年半よりも重くなる。これが「それぞれ闘傷（の罪）に二等を加重する」ということである。注文に「加重した結果が本条に定める罪よりも重くなる場合に加重する」とあるが、これは、殿内で発生した一般人間の闘争において、相手を殴打したが傷害しなかった場合には徒一年半とすべきところ、例えば甲が殿内において總麻服の目上の親族を殴打したとすれば、その罪は（闘訟律26条によれば）徒一年とすべきであるが、殿内での行為であるがゆえに罪に二等を加重し、徒二年とすべきである。このような場合が「傷害（の罪が本条に規定する刑よりも）重い場合」と呼ばれるのである。当該（傷害）罪に加重しない例としては、例えば總麻服の兄姉を殴打すれば（闘訟律26条により）杖一百とすべきところ、殿内での行為であるとの理由で二等を加重したとしても徒一年半となるに過ぎず、すなわち殿内における一般人間の闘殴の罪と同じであるため、この場合は加重した結果が本条に定める罪よりも重くならないことから（二等の加重は行わず）、ただ本（条の規定に基づく）徒一年半の罪により処罰することになる。「他の条文において「加重する」と規定されている場合もこれに準ずる」とは、律内に「加重する」と規定されているものについて、（加重することで）当該条文に規定される罪よりも重くなる場合には加重し、加重しても重くならない場合には当該条文（に規定されている本来の刑）に従うということである。

〔訳注〕

- (4) 原文は「又」となっているが、『訳註7』299頁注4も指摘しているように、疏文の該当箇所が「各」となっており、意味上もその方が適当であることから、「又」を「各」に改めた上で、本文のように訳出した。なお、袁『注訳』、銭『新注』、曹『訳注』の諸書もまた、いずれも「各」に改めている。
- (5) 太極門は、皇帝の即位等の儀式や毎月1日・15日の朝礼が挙行される太極殿の南面に位置する門のこと（『訳註6』13頁注1参照）。疏文にあるとおり、ここより内側が「殿内」とされる。
- (6) 上閣門は、太極殿の東西両側に設けられた門のこと（『訳註6』13頁注1参照）。衛禁律2条の疏文に「太極殿の東側を「左上閣」とし、（太極）殿の西側を「右上閣」とする〔謂太極殿東為左上閣、殿西為右上閣〕」とある。なお、銭『新注』679頁注釈⑥にある「太極殿東西両側の皇帝が政務を執る場所〔太極殿東西両側皇帝理事起坐之所〕」との説明には疑問が残る。